

## 3-2 安全で災害に強いまちづくり -1

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 防災まちづくり

①	都市の防災機能の向上	○都市防災不燃化促進事業 ○防災まちづくり事業の推進 ○木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 ○木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業
②	治水対策等の推進	○マンションの耐震化の促進 ○緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 ○公共防災船着場の整備
③	土砂災害対策の推進	○集中豪雨等対策事業 ○風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業 ☆がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

### (2) 防災体制の整備・充実

①	予防・応急体制の整備・充実	○総合防災高度情報通信システムの導入 ○地域防災行政無線のデジタル化推進 ☆災害対応総合力向上事業
②	復旧・復興体制の整備・充実	☆被災者生活支援態勢の構築 ○男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実

### (3) 地域防災力の向上

①	災害時に備えた「地域のきずなづくり」	○地区防災運営協議会の設置・運営支援 ○切れ目のない防災意識の向上推進事業 ○防災協定の締結
②	防災意識の向上	
③	防災行動力の向上	

## 北区基本構想

資料2

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。  
さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

### 重点施策

#### ★都市の防災機能の向上

⇒首都直下地震の発生が差し迫っている中、延焼遮断帯等の整備や建物の不燃化・耐震化と密集市街地の解消を早急に行う。

#### ★予防・応急体制の整備・充実

⇒地震等の大規模災害に備えるために地域防災計画において全庁的な役割分担、情報共有体制を整備し、被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備するとともに、災害対策本部の機能強化に向けた取り組みを強力的に推進する。

#### ★防災意識の向上

⇒区民一人ひとりが、地域防災の一員である意識を持ち、自助及び共助による地域防災力を向上させていく。

#### ★防災行動力の向上

⇒発災時の減災と地域における救助・救護活動や避難所運営等の協力体制を強化し、地域防災力を向上していく。

## 3-2

# 安全で災害に強いまちづくり-2

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (4)交通安全対策の推進

- |   |             |
|---|-------------|
| ① | 交通安全教育の充実   |
| ② | 安全な歩行者空間の確保 |

### (5)地域防犯活動の充実

- |   |           |             |
|---|-----------|-------------|
| ① | 地域防犯活動の充実 | ○防犯対策サポート事業 |
| ② | 危機管理体制の整備 | ○防犯設備整備補助事業 |

## 北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

## 重点施策

### ★交通安全教育の充実

⇒子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育と啓発活動を実施する。

### ★地域防犯活動の充実

⇒「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高め、地域の防犯力の向上を図る。

## 区民とともに

### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・道路拡幅等への事業協力、地域の意見や情報の集約、建築物の不燃化・耐震化を行う。
- ・事業者は関係機関との連携強化、医師会と災害拠点病院等との連携による医療態勢の確立、帰宅困難者対策への協力を行う。
- ・日頃から防災に対する意識を高めておく。
- ・災害時には災害情報及び避難情報の収集、避難所における自主的活動、自主防災組織による避難所運営、消防団や事業者による応急対策事業を実施する。
- ・区内3交通安全協会を通じて交通事業者や民間企業、区民の交通安全教育及び啓発活動等の参加に努める。
- ・金融機関や警察と連携してのキャンペーンやボランティアパトロール等を実施する。また、町会・自治会や商店街による防犯カメラ等の設置・運営を行う。



### 区（行政）の役割

- ・防災まちづくりの効果等の事前明示及び事後報告（見える化）を行う。
- ・ワークショップ開催等による住民参画機会の提供を行う。
- ・助成・啓発により建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。
- ・事業者との災害時協定の締結、災害対策本部の機能強化を図る。
- ・震災訓練の実施や自主防災組織への支援、防災拠点の整備等により、防災力の向上を図る。
- ・交通安全計画等に基づき、交通安全施策を実施する。
- ・区民や町会・自治会等が行う防犯活動に対する補助金の交付や広報啓発活動を実施することにより、地域の防犯力の向上を図る。

## (1) 防災まちづくり

「地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を実現する

### 【基本計画2015の実績評価】

不燃化建替の費用助成、密集事業地区における防災生活道路の拡幅や公園整備、木造民間住宅耐震化の費用助成等、区民の協力のもと防災まちづくりを促進している。



不燃領域率(※6)は毎年向上している。区は各種助成制度の周知を図るとともに官民の役割分担の中で、成果の向上に努めている。

集中豪雨対策として、小中学校等の公共施設に雨水流出抑制対策工事を行っている。

短期間で達成できるものではなく、目標を意識しながら地道で堅実な取組みを引き続き進めることが肝要である。

また、より効果的に成果をあげるためには、単独事業だけではなく関連事業を一体となって進めることも必要である。

目標達成には、区の実施する事務事業だけでなく、民間活力による耐火建築物等への更新等の取組みが求められる。

### 【社会動向】

#### 【国】

国は、地震時等に著しく危険な密集市街地(志茂、十条、赤羽西)の32年度までの概ねの解消を目標としている。

#### 【東京都】

木密地域不燃化10年プロジェクト(※7)は32年度まで。土砂災害警戒区域95箇所(うち土砂災害特別警戒区域71箇所)(平成30年10月現在)を指定した。

#### 【区】

木造住宅密集地域の解消等、防災生活圏の整備の推進。公共施設に雨水流出抑制施設の設置。自主避難施設を増設。

土砂災害から身の安全を守るため、区内に存在する高さ2m以上のがけ・擁壁等の現況調査を実施。平成30年度は、赤羽西地区について実施している。

⇒木密地域不燃化10年プロジェクトに関係する平成33年度以降の事業実施が未定。道路等の整備は、地権者や関係事業者(無電柱化関連)との交渉・調整に時間を要する。土砂災害による危険箇所を的確に把握し、安全対策を促進する必要がある。

### 【今後の課題】

①国・東京都の動向にあわせ、木密地域不燃化10年プロジェクトが終了する平成33年度以降の事業展開の検討が必要である。

密集地域解消、道路等の整備では、地権者や関係事業者との交渉・調整に時間を要する。

②温暖化に伴う局地的な豪雨により大雨の発生件数が増加。西日本豪雨のように予想を遥かに上回る長期的集中豪雨の都市部での発生を想定する必要がある。

集中豪雨に備えた施設整備を行う必要がある。

③平成29年度に実施した机上抽出調査では、高さ2メートル以上のがけ・擁壁等は区内に約3,500箇所あることが判明した。平成30年5月に東京都から新たに指定を受けた土砂災害(特別)警戒区域における対応を含め、土砂災害を未然に防ぐための取組みが求められている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○日常的に不安を感じる方は全体の3割を超え、そのうち「地震や水害などの自然災害」への不安が約5割と依然として突出して高い。

○地震などの自然災害に対する効果的な取組みとして、「道路の拡幅や燃えないまちづくりなど防災まちづくりの推進」が21.5%と微増している。

⇒引き続き、ハード・ソフト面での防災まちづくり事業を推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

防災まちづくりの各事業の促進を東京都と連携して図るとともに、他自治体の取り組み事例を積極的に研究し、事業推進のためのノウハウ等を取り入れていく。

住民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた多様な主体との協働により、明確な目標を意識しながら積極的に取り組む。

### 【施策の方向性】

#### ①都市の防災機能の向上

首都直下地震に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させる。

#### ②治水対策等の推進

集中豪雨等による道路冠水、浸水被害は少なくなっているが、国や東京都などの関係機関と連携し治水対策を実施していく。あわせて、自主避難等の住民の自助力向上を促進する。

#### ③土砂災害対策の推進

危険性のあるがけ・擁壁等については補強や改善を促すとともに、がけ・擁壁等の所有者等に対し、改善に向けた意識啓発を図る。

土砂災害(特別)警戒区域や土砂災害ハザードマップの周知を図る。

### 【取組み例】

①防災広場の整備や防災生活道路・避難路の拡幅・延焼遮断帯(※8)を形成する建物等の不燃化・耐震化を行う。

②集中豪雨等に備えた公共施設や公園等への雨水流出抑制施設の整備。自主避難施設の設置、垂直避難施設の確保、定期的な避難訓練の実施を行う。

③がけ・擁壁等の現況調査の結果をもとに所有者等への相談窓口の充実や助言・指導を行うとともに、擁壁等安全対策支援の周知を図り、助成制度の活用を促進する。

### 【重点施策】

#### ★都市の防災機能の向上

⇒首都直下地震の発生が差し迫っている中、延焼遮断帯等の整備や建物の不燃化・耐震化と密集市街地の解消を早急に行う。

#### 【単位施策の変更】

③土砂災害対策の推進を新たに設定

## (2) 防災体制の整備・充実

防災活動拠点や避難者等支援といった公助での防災体制を強化する

### 【基本計画2015の実績評価】

防災上重要な区有建築物の耐震化を推進し、備蓄物資、防災資機材、給水車両・給水機材の配備更新及び充実を図っている。避難所開設訓練では、避難所に関する知識のない人でも効率よく避難所開設が進められる避難所開設キット導入によりさらなる避難所機能強化を図った。



区有施設の耐震化は着実に進捗しており、災害時に重要な防災拠点として機能し得ることが期待でき、区民が安心して避難できる区有施設の確保が進んでいる。また災害対策本部立上げ訓練や避難所開設訓練を通して平時から災害に備えた体制づくりが図られている。

現状を維持しつつも、北区民意識・意向調査において防災対策の充実への関心が高いことなどを踏まえ、今後も事業を着実に推進していく。また地震はもとより、近年多発している台風、集中豪雨、土砂災害、竜巻など気象変動による想定外の災害への対応については、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら地域特性を踏まえた新たな対策について検討していくことが求められている。

### 【今後の課題】

①危機管理機能を強化していくため災害対策本部の立ち上げに関する実働訓練が必要である。新庁舎建設に際しては、新たな防災拠点としての施設整備が求められる。今後増加傾向にある外国人に対する対応が必要である。

②記録的な大雨、局地的な集中豪雨や台風、土砂災害、竜巻など過去に経験したことのない災害が頻発しており、それらを教訓に地域特性に応じた対応が必要である。避難所における被災者のニーズに対応した物資確保及び生活用水の確保が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

近年、気象変動等による想定外の災害が全国で多発していることから、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じる。

### 【施策の方向性】

①**予防・応急体制の整備・充実**  
ハード面では、災害への被害を最小限にするための減災の観点から防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに通信手段や給水等のライフラインの確保を行う。またソフト面では、訓練等の体制強化や外国人を含む要配慮者向けの対応を行う。

②**復旧・復興体制の整備・充実**  
災害対策に関する計画や災害対策体制、他の自治体等からの受入れ体制等について区の実情に沿った実効性の高いものにしていく。また、早期に的確な復興を実現するため、防災まちづくり事業の進捗を踏まえ、災害の状況に応じた復興準備体制の構築に取り組む。

### 【取組み例】

①地域防災無線定期通信訓練、災害対策本部立上訓練、備蓄・資機材・給水施設の充実、防災地図（英語・中国語・韓国語版）の作成を行う。

②震災復興マニュアル改定、業務継続計画の改定、被災地への職員派遣、被災地視察、防災啓発冊子等の配布、ホームページ等による情報提供を行う。  
大規模水害に備えた避難計画を策定する。  
避難所における女性のための相談態勢の構築等男女共同参画の視点からの防災対策を構築する。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

東京都防災対応指針の策定、東京都地域防災計画の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取組みを示した。

#### 【区】

「地域防災計画<震災対策編・風水害対策編>」の改定（平成30年3月）により、防災対策上の課題の整理及び今後の対策の方向性が定められた。

#### 【その他】

地震、洪水、水害、台風被害等が頻発し、区民のみならず、世論も含めた日本国全体として防災に対する意識が高まっている。  
⇒地震のほか、記録的な大雨、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、竜巻等過去に経験したことのない災害が全国で頻発しており、それらへの対応が求められている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○『区の施策の満足度と重要性の相関』において重要度が高く、満足度が低いのは「防災対策の充実」となっている。  
○「安心・安全」な快適戦略の『安心・安全なまちづくりのための重点施策』では、自然災害に対しては、「備蓄物資の確保」、「避難場所・避難所の確保」が必要との回答があった。  
⇒区民の防災施策への関心が高い。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○外国人人口の増加傾向により、20年後に約1万人増の3万人になると推計  
⇒災害時における外国人への情報提供等の対応が必要。

### 【重点施策】

#### ★予防・応急体制の整備・充実

⇒地震等の大規模災害に備えるために地域防災計画において全庁的な役割分担、情報共有体制を整備し、被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備するとともに、災害対策本部の機能強化に向けた取組みを強力に推進する。

### (3) 地域防災力の向上

#### 地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築する

##### 【基本計画2015の実績評価】

防災に関する意識を高めるため、防災センター等を拠点としながら、防災教室や防災訓練等、様々な場を活用して、防災に関する情報や学習の場を提供している。

特に中学生防災学校においては、災害時行動の方法、地震や煙体験、応急救護、初期消火等を学習してもらい、中学生を地域の防災の担い手として育成することを目的とし、毎年の全校実施が定着している。



災害時に自身の安全確保とともに、地域の中で相互に協力し、平常時から地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築するといった観点においては、着実な成果が認められる。

これまで実施してきた施策は、今後さらに推進していく必要があるとともに、単発だけの実施で事業の結果とすることなく、継続して事業を実施していく必要がある。

また、他機関（東京消防庁、教育庁等）においても、幼児期から社会人までの継続した防火防災教育が実施されているなか、これらの機関と連携を図ることで、より効果的に推進していく必要がある。

##### 【社会動向】

###### 【東京都】

「東京都防災対応指針（平成23年11月）」の策定、「東京都地域防災計画」の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取り組みを示した。

###### 【区】

「北区地域防災計画改定（平成30年3月）」避難行動要支援者名簿の作成（平成29年度～）

###### 【その他】

帰宅困難者対策をはじめとして、民間事業者による地域活動への参加などにより事業者の社会貢献活動への意識をはじめとした防災意識が高まってきている。

⇒洪水、土砂災害等に対する避難勧告、避難指示の適切な発令の方法や自主避難施設、避難所の迅速な開設に向けた体制整備など平時より緊急事態を想定した対応について検討していく必要がある。

##### 【今後の課題】

①災害は地域全体の課題であるため、自主防災組織だけでなく、地域の様々な団体が連携した取り組みが必要である。

②区民意識調査では、「防災対策の充実」の重要度が高く、区民の防災への意識が高いため、こうした防災意識を平常時も保ち、災害時に的確な行動がとれるようにする必要がある。

③装備の充実を図るなど自主防災組織の活動を支援していくとともに、自主防災組織の装備が有事の際、有効に機能するよう保守点検を含め適切な管理運用を呼びかけていく必要がある。

自主防災組織の高齢化に伴う地域の担い手が減少しているため地域の防災リーダーを育成しているが、少子化により地域の防災担い手になりえる若年層が減少していくことが懸念される。

避難行動要支援者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）や今後増加傾向にある外国人への取り組みを推進する必要がある。

##### 【各種調査結果から】

###### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○〈区の施策の満足度と重要性の相関〉において重要度が高く、満足度が低いのは「防災対策の充実」となっている。

○「安心・安全」な快適戦略の〈安心・安全なまちづくりのための重点施策〉では、自然災害に対しては、「備蓄物資の確保」、「避難場所・避難所の確保」が必要との回答があった。

⇒区民の防災施策への関心が高い。

###### 【人口推計調査（平成29年度）】

○外国人人口の増加傾向により、20年後に約1万人増の3万人になると推計。

⇒災害時における外国人への情報提供等の対応が必要。

##### 【基本計画2020に向けて】

これまでの防災事業を継続していくとともに、過去に被災した他自治体の取り組み事例を教訓としながらそのノウハウ等を取り入れていく。区民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた協働により、自助、共助、公助の原点に立ち返り、平時より緊急事態を想定した対応をしていく。

##### 【施策の方向性】

①災害時に備えた「地域のきずなづくり」  
地域防災力を高めるため、地区防災運営協議会（※9）を中心に地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力体制を構築する。

②防災意識の向上  
防災運動会、中学生防災教室、防災教室及び防災センター事業等とおして、防災事業に対する理解と協力を得ながら、防災意識の維持・向上を図る。

③防災行動力の向上  
地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図る。  
区内事業者へ応急活動など地域貢献活動を求め、事業所内の備蓄を推進する。  
避難行動要支援者や外国人への対策を講じる。  
高校・大学等教育機関と協定を結び、避難所開設及び避難場所提供など防災分野における地域貢献事業の推進に向け連携する。

##### 【取組み例】

①地区防災運営協議会を結成している地区については、各種訓練等をおして支援を継続していく。また町会・自治会の負担増を勘案し、地域円卓会議で防災案件を取り扱う場合に地区防災運営協議会が設置されたものとみなし支援を行っていく。

②中学校防災学校を実施する（災害時行動の方法、地震や煙体験、応急救護、初期消火等を学習）。  
防災教室を実施する（区内幼保・児童館・学校及び事業所等への起震車派遣と防災講話）。  
防災センターにおける情報提供や体験学習及び子どもから高齢者まで参加者全員が防災について学べる防災運動会を実施する。

③配備資機材・設備の充実、避難行動要支援者名簿の配布、福祉避難所訓練への支援、駅前滞留者対策協議会設置、一時滞留施設の設置、防災地図（英語・中国語・韓国語版）の作成、高校及び大学等教育機関との協定締結等を行う。

##### 【重点施策】

###### ★防災意識の向上

⇒区民一人ひとりが、地域防災の一員である意識を持ち、自助及び共助による地域防災力を向上させていく。

###### ★防災行動力の向上

⇒発災時の減災と地域における救助・救護活動や避難所運営等の協力体制を強化し、地域防災力を向上していく。

#### (4) 交通安全対策の推進

交通事故などの不安がなく、安心してくらすことのできるまちづくりを推進する

##### 【基本計画2015の実績評価】

交通安全の意識づけのため、区内の3警察署、3交通安全協会と連携し交通安全啓発事業、交通安全教室等を定期的かつ継続的に実施した。また、道路上の不法占有物や放置自転車の撤去をおこなった。

全国の平成24年の交通事故発生件数は、665,138件、死傷者数は829,807人であったが、平成29年は発生件数472,165件、死傷者584,541人であった。

都内の平成24年の交通事故発生件数は、47,429件、死傷者数は55,020人であったが、平成29年は発生件数32,763件、死傷者38,158人である。

区内の平成24年の交通事故発生件数は714件、死傷者数は815人であったが、平成29年は交通事故発生件数486件、死傷者数553人でいずれもともに減少している。

警視庁の統計によると、交通事故発生件数に対する高齢者の交通事故割合は、平成24年24.9%に対し平成29年は30.6%であり5.7%上昇した。高齢者が加害者になった割合は、平成24年14.9%に対し平成29年は19.3%と4.4%上昇している。

また、自転車の事故の割合は、平成24年36%が平成29年は33.4%に減少しているが、加害者になる割合が平成24年6.6%に対して平成29年は7.8%で1.2%上昇している。

交通事故発生件数、死傷者ともに着実に減少しており成果が成し遂げられている。今後もより一層の減少を目指す。

##### 【今後の課題】

①高齢者の交通事故の割合が増加しており、加害者になる割合も増加している。また、自転車の交通事故の割合は減少しているが、自転車が加害者になる割合は増加している。

交通事故は、自己過信、モラル低下などの交通安全意識の薄れや、身体能力・判断能力の低下により発生するため、引き続き、意識づけを行う必要がある。

②道路上の不法占有物や放置自転車が後を絶たない。

##### 【基本計画2020に向けて】

区内3警察署及び3交通安全協会と連携して交通安全教室や交通安全啓発事業を実施していくとともに安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【施策の方向性】

###### ①交通安全教育の充実

高齢運転者向けの交通安全教育及び講習会を充実する。

交通事故を無くしていくために、常に区民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図る。

###### ②安全な歩行者空間の確保

道路上の放置自転車や不法占有物を撤去し安全な歩行者空間を確保する。

都市計画道路等の広幅員の道路においては、歩道のバリアフリー化や拡幅を行い、安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【取組み例】

①定期的かつ継続的に啓発活動、交通安全教室を充実していく

各年齢層に応じた交通安全、自転車、二輪車教室の実施

駅周辺、商店街等における啓発活動の実施  
交通安全運動等の実施  
交通安全北区民のつどいの実施 など

②不法占有物や放置自転車等の撤去を実施する。

都市計画道路等の改修工事を行う際に合わせて、歩道と車道の段差を極力なくしていく。  
また可能な範囲で歩道と車道の幅員構成の変更を行い、歩道幅員を拡幅し、安全で快適な歩行者空間を確保する。

##### 【社会動向】

###### 【国】

交通安全対策基本法に基づく交通安全計画を実施している。

###### 【東京都】

TOKYO交通安全キャンペーン、暴走族追放など独自の交通安全施策を推進している。

###### 【区】

区内の3警察署・3交通安全協会が協力して、区内全域で事業展開をしている。

###### 【その他】

交通安全協会を通じて、地域住民、事業所、交通ボランティアなどと交通安全啓発活動等を実施している。

⇒交通事故件数及び死傷者数のより一層の減少を求められ、交通安全教育、啓発活動の機会が必要となる。

##### 【各種調査結果から】

###### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○交通安全教育の充実を望む人の割合は平成25年及び平成30年ともに5%前後であり交通安全に関する意識が低い。

⇒交通安全に対する意識づけを行うためにも事業を継続していく必要がある。

##### 【重点施策】

###### ★交通安全教育の充実

⇒子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育と啓発活動を実施する。

## (5) 地域防犯活動の充実 安全で安心して暮らせるまちづくりを実現する

### 【基本計画2015の実績評価】

区内防犯カメラ設置台数及び高齢者向けの特殊詐欺に関する講話や子供向け防犯教室の回数については計画通り推移している。



補助金の交付により、町会・自治会等が設置した防犯カメラは平成29年度までに793台に上る。また、特殊詐欺(※10)に関する講話は毎年約40回、防犯教室は毎年約100回実施した結果、区内刑法犯(※11)認知件数(※12)は平成12年の7,809件をピークに平成29年には3,157件となり、年々減少傾向にある。

区内刑法犯認知件数は、平成12年から年々減少傾向にあるが、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが被害者となる事件が依然として発生しており、広報啓発活動を行う必要がある。また、さらなる地域の防犯力向上のため、継続的なパトロール活動支援や防犯カメラ整備・運営補助が引き続き必要である。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

町会・自治会等の見守り活動を補完するものとして、地域を巡回する事業者が業務をしながら、街中のパトロールを実施する「ながら見守り連携事業」を進めるため、平成27年7月、都内の協力企業等と防犯推進活動事業の包括協定を締結した。

#### 【区】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、犯罪の未然防止対策や治安対策等、安全・安心なまちづくりをさらに強化するため、平成29年10月に一般社団法人東京都信用金庫協会、日本郵便株式会社王子郵便局・赤羽郵便局及び王子・赤羽・滝野川警察署と「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結した。

#### 【その他】

警視庁では、防犯対策の一環として街頭防犯カメラシステムを導入し、犯罪が発生しやすい繁華街における犯罪の予防と被害の未然防止を図っている。

⇒平成12年をピークに、区内刑法犯認知件数は減少してきているが、防犯対策を求める要望はますます高まっていく。

また、高齢者人口の増加や少子化などの影響から、特殊詐欺等への被害防止や子どもの安全・安心に対する意識・関心がさらに高まる。

### 【今後の課題】

①区内刑法犯認知件数は全体として減少傾向にあるが、特殊詐欺や不審者声掛け事案は増加傾向にあり、犯罪の手口は複雑で巧妙になっているため、広報啓発活動のさらなる拡充が必要である。

②危機管理事案への対応は事態ごとに地域的にも時間的にも多様であり、様々なケースを想定してそれらの様相に応ずる的確な計画を策定しておくことが重要である。なお、計画策定後も社会状況に応じて、適宜修正を行う必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成28・30年度)】  
○施策の重要度について「防犯対策の充実」との回答が多く、「お住まいの地域を安心なまちにするためには、どのような取組みが効果的か」という問いに対し「防犯カメラ等の設置」との回答が最も多かった。

⇒引き続き、町会・自治会・商店街向けの防犯設備整備補助事業に取り組んでいく。

### 【基本計画2020に向けて】

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進する。また、地域における安心・安全な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①地域防犯活動の充実

高齢者や子どもに対する広報啓発活動の実施。町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行う。

#### ②危機管理体制の整備

自然災害以外の緊急事態が発生した場合には、区は、当該事態に即応した組織となる。また、平常時においては緊急事態発生に備えた危機管理体制の構築やしきみづくり、関係機関との連絡調整、職員の意識づくりなど、危機管理全般に関する総合調整や体制整備などを行う。

### 【取組み例】

①高齢者向けの特殊詐欺に関する講話や子ども向け防犯教室での新たな犯罪の手口とその対処法についての講習等を行う。  
町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営に対する補助金の交付を行う。

②テロや大規模な事故等、自然災害以外の緊急事態が発生した場合に、区民の生命、身体、財産を守るためのしきみや計画を国民保護法や東京都の計画と整合性を図りながら進めていく。

### 【重点施策】

#### ★地域防犯活動の充実

⇒「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高め、地域の防犯力の向上を図る。

## 3-1

# 計画的なまちづくりの展開

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 適正な土地利用への誘導

①	適正な土地利用への誘導
②	大規模敷地の有効活用

### (2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

①	協働型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進</li> <li>○王子駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○赤羽駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○十条駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○東十条駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○板橋駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進</li> <li>○赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進</li> </ul>
②	地域特性に応じた拠点の整備	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者等による主体的な取組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見を集約する。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有し、解決・改善する。
- ・地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起こす。



#### 区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・区民とともに計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民協議会等の活動の活性化を図る。
- ・住民協議会等の活動内容を、地域住民へ積極的に発信する。

### 北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

### 重点施策

#### ★適正な土地利用への誘導

⇒目指すべき将来都市像に向け、都市基盤との連動によるまちづくりや土地利用転換への適切な誘導を図る。

#### ★大規模敷地の有効活用

⇒大規模敷地における開発・再編にあたり、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

#### ★地域特性に応じた拠点の整備

⇒赤羽駅周辺では、赤羽一丁目市街地再開発の事業化に向けて、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、また、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する。十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定等を受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成を進める。王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核とし、駅周辺の土地の高度利用と機能集積と併せ、交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、にぎわいと活力あるまちを実現する。田端駅周辺地区では、土地の合理的な高度利用を促進し、にぎわいの拠点として商業・業務系施設の充実を図る。



## (1) 適正な土地利用への誘導

地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進する

### 【基本計画2015の実績評価】

国や事業者等による土地利用転換が見られるが、おおむね適正な誘導をしている。

滝野川3丁目国有地取得整備計画  
平成28年度に国有地(11,114㎡)を取得し、シルバーピア・グループホーム・都市計画公園の整備を進めている。

西ヶ原3丁目児童遊園整備計画  
平成27年度～平成29年度にかけて、旧印刷局用地(694.15㎡)のほか周辺の民有地を段階的に取得し、住環境改善及び防災性の向上等を図るため児童遊園(925.6㎡)を整備し、平成31年3月に開園する。

国公有地跡地等の跡地利用では、計画的に公園等の公共的空間の整備を推進している。

都市計画マスタープラン(※1)のもと、地区計画(※2)や大規模跡地開発での指導・協議等により、適正な土地利用への誘導を進めている。

### 【社会動向】

#### 【国】首都圏広域地方計画(H28年度策定)

国土形成計画法第9条に基づき、今後の首都圏が果たすべき役割と目指すべき方向を定め、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにするものである。

対象区域は首都圏1都7県を一体とした区域を基本に、隣接4県(福島、新潟、長野、静岡)を一体とした広域首都圏1都11県を視野に入れた計画で、地域間連携などの考え方を示している。

【東京都】平成29年度に、「都市づくりのグランドデザイン」を策定した。現在は「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発方針」等の改定を進めている。

【区】「都市計画マスタープラン」の平成32年中改定に向け、北区都市計画審議会に設けた専門部会による検討等や東京都との協議を進めている。

【その他】安心感のあるまちづくり、豊かなライフスタイルを実現できるまちづくりが求められている。

⇒東京都の上位計画や、区の現状等に基づき、都市計画マスタープランを改定する必要がある。

### 【今後の課題】

①区として目指すべき将来都市像の実現に向け、計画的なまちづくりを推進する必要がある。

②大規模敷地の土地利用転換にあたっては道路、公園等の公共施設や生活利便施設の適切な配置が求められる。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○地域の将来像について「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」に対するニーズが高い。次いで「閑静で環境の良い住宅地」に対するニーズが高い。  
⇒国公有地や工場用地等の大規模な土地利用転換の際には、公園緑地空間の整備を検討する。  
⇒地区計画制度の導入や居住環境整備指導要綱による協議により、規制・誘導を継続する必要がある。

#### 【人口推計調査(平成29年度)】

○少子高齢化の傾向が続く。  
⇒生活機能を集約し、拠点間の連携を生かし地域コミュニティに配慮した、コンパクト+ネットワークを構築する。

### 【基本計画2020に向けて】

都市計画マスタープランに基づき、地域の個性やコミュニティを生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①適正な土地利用への誘導

都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を生かし地域コミュニティに配慮した適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。

#### ②大規模敷地の有効活用

従前の土地利用、周辺環境、地域の課題に配慮しながら、事業者との協議・連携により周辺市街地の環境向上を図る。

### 【取組み例】

①地区計画や北区居住環境整備指導要綱(※3)の届出・協議制度等により、規制・誘導を行う。

②国公有地跡地や工場跡地等の大規模敷地における計画にあたっては、周辺及び区全体の視点から望ましい土地利用を誘導する。

### 【重点施策】

#### ★適正な土地利用への誘導

⇒目指すべき将来都市像に向け、都市基盤との連動によるまちづくりや土地利用転換への適切な誘導を図る。

#### ★大規模敷地の有効活用

⇒大規模敷地における開発・再編にあたり、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

## (2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

主要駅圏をはじめとした各地域の特性に応じた良好な市街地の形成や住環境の整備・向上を図る

### 【基本計画2015の実績評価】

地元住民等と協働・連携してまちづくりの方向性を協議し、相互理解を深め、まちづくりを円滑に進めるため計画的にまちづくり協議会（※4）等の活動を支援している。市街地再開発事業（※5）においても、計画的に再開発準備組合等の活動を支援している。



十条駅西口地区市街地再開発事業の事業化、赤羽駅東口地区の組合施行による市街地再開発事業の進展、志茂、西ヶ原、十条地区における新たな地区計画の都市計画決定等、区による協議会や再開発準備組合等の活動支援により住民の地域への関心が高まり、協働型のまちづくりを積極的に推進した。

「区民とともに」の区政の基本姿勢を踏まえ、区民との話し合い等を通じて着実に取組みを前進させることができた。一方で、各事業に着目すると、一部の事業では、地域との合意形成といった面で懸念を抱える事態も生じた。そのため、今後は一層、区民の事業への理解を深めるための丁寧な説明や、事業や地域の特性に応じた適切な区民参画の仕組みづくり等について、さらなる検討を深め、区民との協働でその取組みを進めることで成果を追求していく必要がある。

### 【社会動向】

【国】まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として、官民連携による「育てる」まちづくりと、まちづくりによる効果等の「見える化」の推進をあげている。

【東京都】地域に対して専門家等の派遣、事業費用の助成を実施。

【区】協働ガイドラインに基づき、中心的役割を果たす協働推進委員の設置、各職場の協働事例の庁内共有など全庁的に、効果的かつ効率的な推進体制を進めている。

【その他】NPOやボランティア団体等、特定分野に特化した活動は活発である。  
⇒NPOやボランティア団体と町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体同士の連携を進めていく必要がある。  
まちづくりによる効果等を広く区民へ積極的に周知する必要がある。

### 【今後の課題】

①大規模地権者・事業者が有する土地等では、意向を十分に踏まえ合意形成を図る必要がある。地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化により地域との合意形成が困難化しており、また参画する区民が固定化している。行政と地域の役割分担を明確にし、双方が理解する必要がある。

②市街地再開発事業をはじめとした各事業の一層の進展に伴い、地域の人口・世帯構成の変化が予想されることから、地域コミュニティの形成等、地域特性に応じて将来にわたり持続可能なまちづくりを進める必要がある。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「区民の区政参画または地域活動参加の促進のために区が力を入れるべきこと」は、「区民と一緒に計画を策定し事業を実施する」ことが20%と第3位であり前回と変わらず高い値である。  
⇒計画段階から区民が参画できる機会を提供し、区民とともに事業を推進する。  
○区政参画等を促進するための重点施策について「情報公開」や「情報発信の多様化」で半数強、「情報公開」は全年齢で最も高い。  
⇒情報発信を強化し、区民の参画を促す。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○総人口の地区別推計結果によると、今後20年間で1地区が横ばい、3地区が減少、3地区が増加となっている。  
⇒各地区の特性やまちづくりの課題、行政ニーズを、これまで以上に、的確に把握しながら地域活動支援を行う。

#### 【都市計画マスタープラン2020 区民意向調査（平成30年度）】

○『今後、まちづくり活動に参加していきたい』との回答は、18～19歳で58.3%と年代別で最も高い。  
⇒若年層も意識し、区民の参画を促す。

### 【基本計画2020に向けて】

行政や町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体が責任や役割を理解したうえで、連携し一体となったまちづくりを進める。事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できる仕組みづくりや地域への関心を高める機会を積極的に提供する。住民が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、まちづくりによる効果等を事前明示する機会や手法を地元住民とともに検討する。

### 【施策の方向性】

#### ①協働型のまちづくりの推進

行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な地域活動団体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、信頼関係を築きつつ合意形成を図り、地域のきずなづくりとの整合をとりながら、まちづくりを推進する。

#### ②地域特性に応じた拠点の整備

地域特性、事業特性を的確に理解した上で、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込み、地域活性化につながるまちづくりを進める。

### 【取組み例】

①まちづくりによる効果をはじめとした情報を積極的に発信する。地域特性や地域の意向を踏まえた地区計画等のまちづくりルールを活用する。

②鉄道駅周辺の特徴に応じた機能の集積・集約によるまちづくりを促進する。大規模団地建替えに合わせた公共施設を整備する。

### 【重点施策】

#### ★地域特性に応じた拠点の整備

⇒赤羽駅周辺では、赤羽一丁目市街地再開発の事業化に向けて、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、また、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する。十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定等を受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成を進める。王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核とし、駅周辺の土地の高度利用と機能集積と併せ、交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、にぎわいと活力あるまちを実現する。田端駅周辺地区では、土地の合理的な高度利用を促進し、にぎわいの拠点として商業・業務系施設の充実を図る。

## 3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
★中期計画(H29-31)における新規事業

### (1)体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成	○都市計画道路新設・拡幅整備 ○幹線区道新設・拡幅整備 ○（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備
② 道路ストックの適正な管理	○十条駅付近連続立体交差事業 ○無電柱化事業の推進 ○幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り）
③ 適正な自動車交通量の誘導	○路面下の空洞調査 ○橋梁整備

### (2)公共交通機関の利便性の向上

① 公共交通機関等の整備・充実	○鉄道駅エレベーター等整備事業 ○駅周辺へのエレベーター等の設置
② 利用者にやさしい交通施設の整備	○区内交通手段の確保

### (3)自動車・自転車利用の適正化

① 違法駐車・放置自転車の防止	
② 駐車場・自転車駐車場の整備・促進	○総合的な駐輪対策の推進 ○自転車ネットワーク計画の策定
③ 歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・まちづくり説明会に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解を深める。
- ・公共交通機関の整備・充実を行うため、「地域公共交通会議」等の検討会議の中で地域の実情に即した公共交通のあり方等について議論を深める。
- ・誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、改善やスパイラルアップを推進する。
- ・交通事業者等は附置義務自転車駐車を整備する。



### 北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

### 重点施策

#### ★体系的な道路ネットワークの形成

⇒交通機能・防災機能・まちづくり機能・収容機能・景観・環境機能と多岐にわたり道路網の骨格を担っている都市計画道路や幹線区道について、地権者からの用地取得、交通管理者協議、電気やガス等の企業者調整を行い、道路の新設・拡幅整備を推進する。

#### ★公共交通機関等の整備・充実

⇒社会環境の変化に対応する公共交通網の充実を図るため、交通事業者へ利便性・快適性の向上を要請するとともに、コミュニティバスを始めとする区内公共交通手段の確保に取り組む。

#### ★利用者にやさしい交通施設の整備

⇒鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助等、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

#### ★違法駐車・放置自転車の防止

⇒鉄道事業者や交通管理者等関係機関と連携のうえ、赤羽駅や王子駅等駅周辺を中心にクリーンキャンペーンや放置自転車の撤去等の取組みを行うことにより、違法駐車・放置自転車の防止を促進する。

#### ★駐車場・自転車駐車場の整備・促進

⇒駅周辺の放置自転車の多くは買物等の一時利用によるものが多い。特に、赤羽駅周辺には一時利用のための自転車駐車が少ないため、コイン式の自転車駐車を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を行う。

#### 区（行政）の役割

- ・計画的に道路の整備や維持・補修を行う。
- ・地域の実情に即した地域公共交通の実現を支援する。
- ・全ての人々が安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップに努める。
- ・自転車駐車場の整備を推進する。また、民間の駐車場・自転車駐車場の整備に対する支援・助成等を行う。

## (1) 体系的な道路ネットワークの形成

だれもが安心して快適に移動（生活）することができる

### 【基本計画2015の実績評価】

道路整備においては、全体の進捗としては遅れているものの、「道路ストックの適正な管理」においては、計画的な道路施設点検作業を履行している。



都市計画道路区画街路3号線（※13）は、平成29年8月～平成30年8月の間の用地取得率（面積ベース）が8%進捗した。  
また、陥没の年度別発生数については、平成27年度以降は減少傾向である。

幹線区道の新設・拡幅整備は、一部区間ではあるが整備を行っており一定の成果は得られた。また、橋梁整備においては、新田橋、十条跨線橋、新柳橋の3橋の架替を計画し、早期着手に向け関係機関との協議を継続して行っている。また、単位施策「道路ストックの適正な管理」の活動指標である「路面下の空洞調査」は、空洞の有無を確認し、陥没発生を未然に防止できるという点で、有効な管理方法である。

今後も、基本目標である「安全で快適なうおいのあるまちづくり」に向け事業を推進する。

### 【社会動向】

【国】重点化する予算項目の1つとして「国民の安全・安心の確保」を挙げており、地域による総合的な取組を「防災・安全交付金」により集中支援することとしている。

【都】木密地域不燃化10年プロジェクト（～平成32年度）により特定整備路線（※14）の整備を行っている。

【区】「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、「第四次事業化計画（平成28～37年度）」の優先整備路線（※15）を推進している。

【その他】安心感のあるまちづくり、豊かなライフスタイルを実現できるまちづくりが求められている。

⇒都市計画道路の特定整備路線や優先整備路線として、国等の交付金制度の活用により事業を促進することが必要である。

### 【今後の課題】

①人やモノの流れを結び道路ネットワークを構築する必要がある。また、防災機能を強化するため、都市計画道路（無電柱化）の整備と並行して、生活道路の拡幅整備をバランスよく事業推進することが必要である。

都市計画道路の用地取得においては、交渉が長期化する事例が発生している。

②平成26年6月に道路法の改正により、補修の有無に関わらず、5年に1度の近接目視を基本とする点検が義務化された。

老朽化するインフラと改修のボリューム調整を図りながら、施設の危険度を増大させないことが必要である。

③道路ネットワークが未完成である地域では、迂回路として生活道路への車の流入が発生しており、踏切箇所では交通渋滞が発生している。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「幹線道路・狭小道路の整備」においては、重要度は高いが、満足度は低い。  
⇒満足度が向上するよう、積極的に事業の推進を図る。

○「安心なまちづくりのための重点施策」においては、「歩道などの改良等、安全な歩行空間の確保」が上位5位（20.2%）。  
⇒満足度が向上するよう、歩道拡幅や段差解消などを積極的に推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るため、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施する。

### 【施策の方向性】

#### ①体系的な道路ネットワークの形成

体系的な道路ネットワークの構築に向け、老朽化するインフラ改修との調整を図りながら、継続して事業を推進し、北区内外の各拠点間の相互連携を促進する。

長期化する都市計画道路の用地取得においては、土地収用法の活用を検討する。また、必要に応じて代替地の確保による事業手法の検討を行う。

#### ②道路ストックの適正な管理

道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行い、継続して老朽化するインフラの整備・改修を行う。

#### ③適正な自動車交通量の誘導

体系的な道路のネットワークの構築に向け、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備、また道路と鉄道の立体交差化を推進する。

### 【取組み例】

①都市計画道路の新設・拡幅整備、幹線区道新設拡幅整備、十条駅付近連続立体交差事業、無電柱化事業、橋梁整備、路面下空洞調査等を推進する。

②計画的な橋梁健全度調査、道路擁壁健全度調査、路面下空洞調査等により、施設の補修や工事を実施する。また、新田橋、十条跨線橋、新柳橋の架替の早期着手について推進する。

③自動車交通量の誘導及び渋滞緩和においては都市計画道路や幹線道路の新設・拡幅整備、連続立体交差事業を推進する。

### 【重点施策】

#### ★体系的な道路ネットワークの形成

⇒交通機能・防災機能・まちづくり機能・収容機能・景観・環境機能と多岐にわたり道路網の骨格を担っている都市計画道路や幹線区道について、地権者からの用地取得、交通管理者協議、電気やガス等の企業者調整を行い、道路の新設・拡幅整備を推進する。

### 【単位施策の変更】

③自動車交通量の抑制の名称を適正な自動車交通量の誘導に変更。

## (2) 公共交通機関の利便性の向上 誰もが安心して公共交通機関を利用できる

### 【基本計画2015の実績評価】

鉄道駅エレベーター等整備事業においては、板橋駅へのエレベーター設置、JR京浜東北線赤羽駅・王子駅へのホームドア設置にあたり、補助を行った。  
北区コミュニティバス（Kバス）は、一路線（2ルート）でのモデル運行を経て、本運行へ移行している。



鉄道駅構内のエレベーター整備については1ルート目のバリアフリー化が図られた。  
北区コミュニティバス（Kバス）の現行路線については、利用者数も安定し地域の身近な公共交通手段として定着化が進んだ。

駅構内のバリアフリー化やホームドアの整備等、利用者にやさしい交通施設の整備に向けた取組みについては一定の成果が図られた。今後は引き続き、ホームドアの整備を支援するとともに、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行い、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上に向けた取組みを推進する。

現在運行中の北区コミュニティバス（Kバス）は、社会環境の変化に適切に応じながら、より一層の公共交通機関の整備・充実を図る。

### 【社会動向】

【東京都】バリアフリー法の改正などにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした更なる鉄道駅のバリアフリー化の推進に向けて、エレベーターやホームドアに加え、競技会場周辺等の鉄道駅における多機能トイレ整備への補助制度を拡充した。

⇒東京都に準じて、多機能トイレ整備への補助制度を拡充することについて検討が必要である。

### 【今後の課題】

①公共交通機関等の整備・充実のため、区内公共交通手段の確保に向けた取組みの推進が求められる。

地域密着型のコミュニティバスについては、利用者ニーズや幹線道路の開通など社会環境の変化に対応した既存路線の見直しを行う必要がある。

公共交通機能向上地域等を中心に、新たな視点を取り入れた新規路線の展開方針といった、より効果的の方策を検討する必要がある。

②交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が求められる。

・国によるハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューの作成  
・交通事業者によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表の義務付け

### 【各種調査結果から】

【北区バリアフリー基本構想の策定に伴う、まちあるき点検による利用者の評価（平成27年度）】

- 引き続きの整備推進の必要性
  - バリアフリールートへの迂回距離の長さ
  - 多様な利用者に配慮した連続的な案内
  - 利用可能時間や管理状態による使いづらさ
  - こころのバリアフリーの重要性
- ⇒駅の動線や利用状況に応じた更なるバリアフリー化が必要である。

【人口推計調査（平成29年度）】

- 高齢者人口は25%前後で高水準で推移していく。
- ⇒移動や施設利用に制約がある人などを含めて、誰もが利用しやすい生活環境づくりが求められる。

### 【基本計画2020に向けて】

コミュニティバス（Kバス）については、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、より効果的な方策を検討していく。  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①公共交通機関等の整備・充実

だれもが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバスを主体とした地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進する。また、交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進める。

#### ②利用者にやさしい交通施設の整備

鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置とともに、ホームドアの整備への支援や、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行う。また、ソフト面の支援として「こころのバリアフリー」の取組みを促進し、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図る。

### 【取組み例】

①北区コミュニティバス（Kバス）の既存路線は、利用実態調査を行うとともに、社会環境変化を捉え、利用促進策・収益改善策を検証し、必要に応じた路線見直しを検討する。

「地域公共交通会議」（※16）等の検討会議を立ち上げ、コミュニティバス新規路線導入も含めより効果的な方策について検討する。

②鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助するなど、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

### 【重点施策】

#### ★公共交通機関等の整備・充実

⇒社会環境の変化に対応する公共交通網の充実を図るため、交通事業者へ利便性・快適性の向上を要請するとともに、コミュニティバスを始めとする区内交通手段の確保に取り組む。

#### ★利用者にやさしい交通施設の整備

⇒鉄道駅のエレベーター、ホームドア、多機能トイレ等の設置費用の一部補助等、引き続き公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

### (3) 自動車・自転車利用の適正化

自動車・自転車の適正な利用がなされ区民が安心して快適に移動できる

#### 【基本計画2015の実績評価】

放置自転車の防止については、土日の撤去実施、撤去移送車両の台数をのべ291台分増やす等、撤去強化に努めたこと並びに東本通りにコイン式の自転車駐車を整備し、駅周辺の収容可能台数を253台増やし、全体として21,249台（平成30年10月時点）の収容台数を確保した。合わせて自転車整理員や誘導員による放置防止に努めた。



東京都による放置自転車台数調査では、平成26年度1,677台から平成29年度1,157台と着実に減少している。自転車駐車場の整備やクリーンキャンペーン、輸送回数の増加等による効果が上がったと考えられる。

総合的な駐輪対策計画は、計画通り進められている。今後とも輸送自転車台数の増加による放置自転車の削減及び積極的に自転車駐車場の整備を進めていく。北区自転車ネットワーク計画の平成30年度の策定に向けては、計画通り進捗している。今後は、計画に基づく自転車専用通行帯等の整備を順次行っていく。

#### 【今後の課題】

①赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、依然として都内で最も多く、引き続き放置自転車の防止に向けた取組みを推進する必要がある。

②自転車活用推進法を踏まえ、日々の暮らしになくてはならない高齢者や子育て世代の自転車利用等、一時利用のための自転車駐車が不足しており、一時利用の自転車駐車を整備していく必要がある。

③自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備環境を推進していく必要がある。また、自転車活用推進法の施行に伴い、自転車に関する総合的な計画を策定していく必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることにより、快適な生活環境を確保する。

自転車専用通行帯等の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図る。

#### 【施策の方向性】

##### ①違法駐車・放置自転車の防止

違法駐車や放置自転車を無くし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動を充実するとともに、放置自転車の撤去を強化し、違法駐車などの防止に関する施策を推進する。

##### ②駐車場・自転車駐車場の整備・促進

放置自転車防止のために自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図る。

##### ③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

安全で快適な自転車利用空間を創出するため、北区自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備や、交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を推進する。

#### 【取組み例】

①赤羽駅や王子駅周辺の一次利用によるものが多いので、クリーンキャンペーンや撤去移送トラックの台数増加や土日にも撤去を行うなど放置自転車の撤去を強化する。

②主要駅周辺にコイン式自転車駐車を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を進める。また、附置義務自転車駐車場（※17）の整備の促進や、民営自転車駐車場助成金の活用により駅周辺の自転車駐車場整備を促進する。

③自転車ネットワーク路線の選定や整備、自転車の適正利用を促すための周知・啓発を行う。また、北区自転車ネットワーク計画の進捗を踏まえ、自転車活用推進計画への移行を検討する。

#### 【社会動向】

【国】自転車活用推進法の施行（平成29年5月）に伴い、自転車活用推進計画を閣議決定（平成30年6月）

【東京都】全ての事業者について、自転車の安全利用に取り組むことを義務付けている。

自転車活用推進法に基づき、「（仮）東京都自転車活用推進計画（平成31年3月）」の策定を予定している。

【区】定例的な違法駐車等防止活動の実施  
自転車駐車場の整備及び撤去活動の強化  
北区自転車ネットワーク計画を策定する予定（平成31年3月）

⇒北区自転車ネットワーク計画の改定時に自転車活用推進計画への移行を検討する。

#### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「自転車駐車場の整備」は、重要度は高いが満足度は低い傾向にある。  
⇒満足度を高めるため、駅周辺での自転車駐車場の整備や放置自転車対策を推進する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】

○北区の人口は平成40年まで増加すると推計している。  
⇒今後の人口増加により、自転車駐車場の需要の増加が見込まれる。

#### 【重点施策】

##### ★違法駐車・放置自転車の防止

⇒鉄道事業者や警察等関係機関と連携のうえ、赤羽駅や王子駅等駅周辺を中心にクリーンキャンペーンや放置自転車の撤去等の取組みを行うことにより、違法駐車・放置自転車の防止を促進する。

##### ★駐車場・自転車駐車場の整備・促進

⇒駅周辺の放置自転車の多くは買物等の一時利用によるものが多い。特に、赤羽駅周辺には一時利用のための自転車駐車場が少ないため、コイン式の自転車駐車を整備するなど、実態に即した自転車駐車場の整備を行う。

#### 【単位施策の変更】

②駐車場・自転車駐車場の整備の名称を駐車場・自転車駐車場の整備・促進に変更。

## 3-5 快適な都市居住の実現

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 良質な住宅の供給

① 民間住宅の供給誘導	○地域で活躍する学生向け住宅の誘致 ○区営住宅の建て替え ○一人暮らし高齢者住宅建設事業
② 公的住宅の供給・維持管理	
③ 住宅の維持管理・建替えの支援	

### (2) 良好な住環境の整備

① まちづくり事業と連動した住環境の整備	○老朽家屋除却支援事業 ☆空き家対策の推進
② みどり豊かな住環境の整備	
③ 大規模住宅団地の建替え・再生	
④ 空き家対策の推進	

### (3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

① 子育て世帯・若年層の定住促進	○子育て世帯の居住支援
② 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援	

#### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・周辺環境や各まちづくり事業への理解を深める。
- ・区民は、周辺環境や建替え・再生事業への理解を深める。
- ・事業者は、周辺環境や地域課題への理解を深める。
- ・子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育むという環境の整備と機運を醸成する。
- ・住宅確保要配慮者の住居確保に向けた支援に対する理解と協力体制を構築する。



#### 区（行政）の役割

- ・区民が住みたいと思う環境整備を図る。
- ・災害等に備え、安全な分譲マンションを維持するため、セミナー等の機会を通じた意識の啓発を続けるとともに、管理組合等に対する新たな支援策を検討する。
- ・各事業の効果や影響の事前明示やまちづくり情報の積極的な提供を行う。
- ・区民の主体的な地域コミュニティの形成に寄与する支援の充実を図る。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解と協力が得られるよう、連携強化に努めるとともに、不安を解消できるような対応策を示す。

#### 北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

#### 重点施策

##### ★公的住宅の供給・維持管理

⇒住宅セーフティネットの構築を進め、住宅の困窮度が高い世帯の居住の安定を図るため、長寿命化計画に基づいた既存区営住宅の維持管理や区営住宅の建替え・高齢者住宅の建設を実施する。

##### ★住宅の維持管理・建替えの支援

⇒分譲マンションの適正な管理による長寿命化を支援するとともに、分譲マンションの耐震化を促進する。

##### ★まちづくり事業と連動した住環境の整備

⇒主要駅周辺の再開発による住宅供給は、新しい世帯の定住化が期待できる一方で、周辺まちづくりへの影響も大きいことから、地域にあったまちづくりへ適切に誘導する。

##### ★大規模住宅団地の建替え・再生

⇒老朽化した団地の建替・再生事業に合わせて、道路及び公園、その他公共施設を一体となって整備し良好な住環境を実現するとともに、地域課題の解決につながる事業となるよう事業者へ要請する。

##### ★子育て世帯・若年層の定住促進

##### ★高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

⇒子育て世帯・若年層の定住化のため、既存事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施する。

⇒子育て世帯や高齢者・障害者世帯等の居住継続の支援として、設立予定の居住支援協議会や居住支援法人とともに、住宅確保要配慮者に対する、ハードとソフトの両面からの支援を実施する。

## (1) 良質な住宅の供給

様々な世帯層が、住み続けやすい居住環境をつくり、定住化を促進する

### 【基本計画2015の実績評価】

区営住宅9棟へのEV設置、新設準備1カ所（浮間四丁目）、区営高齢者住宅の直営化を行う3施設のうち、開設1カ所（赤羽北）、新設準備2カ所（滝野川三丁目・栄町）。分譲マンションの耐震化を促進するため、分譲マンション管理無料セミナー等を活用するなどPR活動を積極的に行った。



民泊や震災等の時事的な事柄による影響が少なからずあるものの、分譲マンション管理無料セミナー等での建物の維持管理に対する啓発により、年2件の劣化診断や年10件の個別相談等の実績につながっている。

公営住宅の建替え等は、既存の建物の長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減につながる建替え計画を実施する。また、引き続き、分譲マンションの長寿命化を支援する。また、分譲マンション管理無料セミナー等を活用して、分譲マンション耐震化の促進を進める。

### 【社会動向】

#### 【国・東京都】

公営住宅の建替え及び修繕について、長寿命化計画に基づく事業として、補助金事業を実施している。

#### 【区】

「北区住宅マスタープラン2010（平成22年3月）」及び「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画（平成27年3月）」に基づき、実施している。

⇒改定後の「北区住宅マスタープラン」及び「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」の内容により、見直しが必要になる可能性がある。また、公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、更なる公営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの縮減が求められる。

### 【今後の課題】

①北区民意識・意向調査（平成30年度）の定住意思については、8割超が住み続けたいという意向を持っており、長く暮らし続けることができる住みづくりを促進する必要がある。

②区営住宅は今後、老朽化が進むことから、順次建て替えを行う必要がある。高齢者住宅については、順次借り上げ期間が満了することから、入居者の転居先確保の対応が必要になる。

③区分所有者の高齢化等によって、管理組合が適正に機能していない分譲マンションが増加の傾向にあり、修繕計画や耐震化が進まない要因になっている。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区への愛着度では、愛着派が8割超で、北区に長く居住している人ほど愛着度が高く定住意向も高い。また、住みやすさでは、「住みやすい」が8割半ばで、定住意思が強くなるほど「住みやすい」の割合が高くなっており、“ずっと住み続けたい”で9割超と高くなっている。  
⇒良質な住宅ストックの形成が必要である。  
○区の施策の重要度では、「防災対策の充実」「防犯対策の充実」が高くなっている。  
⇒安全で快適な居住環境を確保するため、引き続き耐震化等の事業を促進する。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○人口ピラミッドで人口構成を見ると、今後も少子高齢化に大きな変化はないと思われる。  
⇒公営住宅の建替えの際、高齢者に配慮した設計や建物の耐震化の促進など、少子高齢化に備えた施策を推進する。

### 【基本計画2020に向けて】

区営住宅は、福祉施策と連携し、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図る。既存の区営住宅は長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進める。また、建物の耐震化の促進やリフォームを支援する。分譲マンションは適正な維持管理を図るため、セミナー等で管理組合を支援する。

### 【施策の方向性】

#### ①民間住宅の供給誘導

民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図る。

#### ②公的住宅の供給・維持管理

区営住宅の建替えについては、現在行っている長寿命化計画の改定に合わせて実施するとともに、借上げ期間満了にあわせ高齢者住宅を建設する。  
また、公的賃貸住宅（都営住宅、公社住宅、UR都市機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請する。

#### ③住宅の維持管理・建替えの支援

分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が図られるよう支援を実施する。

### 【取組み例】

①住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー化、耐震化、長寿命化、環境に配慮した建築を誘導する。

②既存の区営住宅は、順次建替え時期を迎えるため、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、計画的に建替えを進める。

③分譲マンションの長寿命化を支援するとともに、耐震化を促進していく。また、相談体制の充実や助成制度の活用により、管理組合を支援する。

### 【重点施策】

#### ★公的住宅の供給・維持管理

⇒住宅セーフティネットの構築を進め、住宅の困窮度が高い世帯の居住の安定を図るため、長寿命化計画に基づいた既存区営住宅の維持管理や区営住宅の建替え・高齢者住宅の建設を実施する。

#### ★住宅の維持管理・建替えの支援

⇒分譲マンションの適正な管理による長寿命化を支援するとともに、耐震化を促進する。



## (2) 良好な住環境の整備

住み続けたい、移り住みたいと思われる良好な住環境を整備する

### 【基本計画2015の実績評価】

密集事業（※30）地区における道路の拡幅及び公園整備を着実に進めるとともに、民間主導の市街地再開発事業等を支援しつつ、周辺まちづくり活動との整合を図っている。また、良好な住環境整備を維持・向上及び誘導するため新たな地区計画を策定した。

防災まちづくり面では志茂三丁目において本区初の防災街区整備事業（共同建替え）の事業化に辿り着いた。「区民とともに」の区政運営の基本姿勢のもと、官民の役割分担により、区は事業環境を整え土地利用等を誘導し、民間は地区計画など一定のまちづくりルールのもと事業を進める格好のモデルケースとなった。

市街地再開発事業など民間主導の住環境整備が進んでおり、これは事業検討の初期段階から区が支援してきたことの成果と言える。また、住宅の不燃化建替えや公園・道路整備も、区民や民間事業者と協力しながら地道に成果をあげている。一方で、民間主体の市街地再開発事業や、修復型の防災まちづくり事業（※31）などは区が活動量をコントロールしきれない事業でもあるため、各事業の特性に応じて、指導・助言・周知の徹底等、適切な手段を講じて事業の推進・促進を図っている。今後も、関係機関が進める事業とも連携を図りながら、一層の住環境整備を進めていくことが重要である。老朽化した公共施設の更新を計画的に進め、それを機会とした住環境整備の積極的な展開も必要とする。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

公共住宅の現在のストックを最大限活用し、計画的な建替えを進めるとし、建替えによる創出用地は福祉インフラ整備等への活用を進めるとしている。

#### 【区】

市街地再開発事業の事業化・具体化や、大規模な共同住宅整備も計画されており、保育園・学校等公益施設需要などを含めた住環境の整備について庁内連携を進め調整が必要。

#### 【その他】

UR都市機構は、平成30年度までに保有する賃貸住宅の約77万戸のうち約5万戸を削減、30年後頃までに概ね3割を削減するとしている。区内には約1万2千戸のUR賃貸住宅がある。

⇒東京都や民間の事業にあわせて周辺の公園・道路整備や公共施設再編を進め、地域一体のまちづくりを進めるとともに、土地の高度利用により創出される用地においては、民間活力導入が福祉インフラ等の地域の行政需要に応えるものとなるよう、地域や関係機関と調整する必要がある。

### 【今後の課題】

①市街地再開発事業や防災街区整備事業（※32）による共同建替えにおいて、法定要件を満たすだけではなく、慎重丁寧な合意形成と周辺まちづくりとの整合が肝要である。  
各まちづくり事業の活用において、慎重丁寧な合意形成が必要である。

②大規模な土地利用転換による開発においては、地権者及び事業者に対して、周辺住民の理解を得ることができる開発となるよう誘導することが肝要である。  
住宅規模により緑地やオープンスペースに加え福祉施設の確保等も民間事業者に求める。

③大規模団地の建替えによる移転に伴い既存の地域コミュニティへの影響が懸念される場面もあるため、地域のきずなづくりに寄与する取組を事業者に向けていく必要がある。  
子育て世帯、高齢者、障害者等の支援が必要な方への配慮を求める。

④新たな空き家等の発生抑制及び空き家等の管理不全化を予防し、空き家等問題の深刻化を防ぐことが重要である。空き家等になって使用されなくなっただけではなく、居住又は使用中のものも含め、それぞれの段階に応じた対策が必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区の将来像では、「健やかに安心して暮らせるまち」が5割を超え最も高く（全年齢でも最も高く）、「安全で災害に強いまち」が変わらず第2位

⇒引き続き、多様なまちづくり事業と連携した住環境整備が必要である。

○自身が住んでいる地域の将来像では「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割弱と若干減少したものの依然として最も高い。

⇒引き続き、多様なまちづくり事業と連携した住環境整備が必要である。

#### 【人口推計調査（平成29年度）】

○北区の総人口は、平成40年度をピーク（30年度比4%増）に増加、その後平成50年度まで減少見込み（30年度比2.5%増）。

⇒将来の人口減少を見込んだ公共施設の整備地域コミュニティ維持への配慮が必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

都やUR都市機構、民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能で地域特性に応じたコミュニティ形成に配慮した、地域一体の良好な住環境整備につながるよう誘導する。地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、事業への理解を深めてもらい、協働により取り組む。

### 【施策の方向性】

①まちづくり事業と連動した環境の整備  
住民との合意形成と周辺まちづくりとの整合をとりつつ、防災性や利便性、緑化など様々な側面から多様なまちづくり事業と連動した整備を促進する。

②みどり豊かな住環境の整備  
周辺住民の機運醸成を図るとともに、区民・民間事業者との協働により緑豊かな住環境を整備する。

③大規模住宅団地の建替え・再生  
周辺環境へ配慮しつつ、土地の高度利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、緑地・空地の創出等、良好な住環境を整備する。

④空き家対策の推進  
総合的な空き家等対策の推進により、良好な住環境の形成や定住の促進、安全・安心なまちづくりを実現する。

### 【取組み例】

①主要生活道路（※33）や公園の整備、共同建替えを活用した住環境整備を行う。  
住民との慎重丁寧な合意形成を基にした地区計画制度の適用を行う。

②大規模土地利用転換による住宅整備において地区計画等を活用した公園・児童遊園を確保する。住宅建替えにともなう区民・民間事業者との協働による緑地等の整備を行う。

③大規模団地建替え・再生に合わせた公共施設の再配置促進と避難広場の確保、事業者に対して住宅セーフティネットや地域課題への対応を要請する。

④空き家等問題の予防策として、空き家等の所有者等による管理の促進、活用・流通対策として、空き家等や除却後の跡地活用促進、管理不全空き家等対策として、その管理状態に応じた措置等を行う。

### 【重点施策】

#### ★まちづくり事業と連動した住環境の整備

⇒主要駅周辺の再開発による住宅供給は、新しい世帯の定住化が期待できる一方で、周辺まちづくりへの影響も大きいことから、地域にあったまちづくりへ適切に誘導する。

#### ★大規模住宅団地の建替え・再生

⇒老朽化した団地の建替・再生事業に合わせて、道路及び公園、その他公共施設を一体となって整備し良好な住環境を実現するとともに、地域課題の解決につながる事業となるよう事業者へ要請する。

### 【単位施策の変更】

④空き家対策の推進を新たに設定

### (3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯・若年層の定住や高齢者等も含めた居住継続を促進する

#### 【基本計画2015の実績評価】

三世代住宅建設助成や親元近居助成、高齢者世帯転居費用助成や障害者世帯やひとり親世帯の立ち退きの場合の助成を実施した。

親元近居助成は平成27年度に「扶養2人」から「1人」に要件を緩和した。また、三世代住宅建設助成は、平成27年度から仕様を大幅に緩和、平成29年度からは、三世代同居のためのリフォーム助成を開始した。



親元近居助成は、要件緩和により年30件前後から年50件前後に増加し、住生活の改善につながった。

三世代住宅建設助成は、年10件程度で横ばい傾向で推移していたが、要件緩和により20件程度に増加した。高齢者世帯転居費用助成は、年20件程度で横ばい傾向で推移している。障害者世帯やひとり親世帯の立ち退きの場合の助成は、年1件あるかないかで推移している。

住宅展示場へのパンフレットの設置等事業のPRを積極的に実施しており、近年は、年に数回、住宅雑誌SUUMOなどにも掲載される等、引き続きPRに努め、助成実績を向上させることにより、住環境の更なる向上を図る。

#### 【社会動向】

##### 【国】

「住生活基本計画（平成28年3月）」では、「若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」などが目標に掲げられている。

##### 【区】

北区住宅マスタープラン2010に基づき順次事業を展開していく。

##### 【その他】

近年、住宅セーフティネットに対するニーズが多様化している。

⇒区では、北区住宅マスタープランについて、平成31年度末に向けて改定作業を実施している。多様な主体・分野との連携により、様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネットを確立し、居住の安定を確保する必要がある。

#### 【今後の課題】

①住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化している。

今後10年間の人口は、増加局面と推計されているが、就職・婚姻・出産・子育て・教育など様々なライフイベントを迎える20代後半から30代前半については減少傾向となっており、良質で多様な住宅の供給を促進する必要がある。

②住宅確保要配慮者への対応について、ハードとソフトの両面からの具体的な施策等を検討する必要がある。

#### 【各種調査結果から】

##### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○定住意向では、8割超。一方、転居意向は20～40歳代で3割程度と、60歳以上の1割程度と比べて高い。

⇒若い世代の定住をより一層促進する必要がある。

○転居希望理由では、「現在の住宅に不満がある」「自分の持ち家を持ちたい」が5割以上

⇒より良質で快適な住宅に居住できるよう、支援策を検討する必要がある。

##### 【人口推計調査（平成29年度）】

○人口ピラミッドで人口構成を見ると、今後も少子高齢化に大きな変化はなく、外国人人口は増加傾向である。

⇒若い世代の定住をより一層促進し、様々な世代についてバランスのとれた施策を実施していく必要がある。

#### 【基本計画2020に向けて】

若年・子育て世帯や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、住宅セーフティネット機能（※34）の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促進し、定住化及び居住継続の支援を行う。

#### 【施策の方向性】

##### ①子育て世帯・若年層の定住促進

子育て世帯の居住水準向上と定住化促進のため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援する。あわせて、集合住宅建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進する。

子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進める。

また、若年層の定住促進を図る。

##### ②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

高齢者等のより良い住宅の確保や、継続的な居住のため、保健・医療・福祉との連携を強化し安定した居住を促進する。また、都やURなどと連携し、居住環境の改善策を検討する。

#### 【取組み例】

①多様化する居住地の選択理由に対応するよう、事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施していく。

関係部署と連携し、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援を、ハードとソフトの両面から実施する。

学生向け住宅の誘致について、時期・場所などの検討を行う。

②関係部署と連携し、高齢者・障害者世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援を、ハードとソフトの両面から実施する。

また、不動産団体等の関係団体との連携を促進する。

#### 【重点施策】

★子育て世帯・若年層の定住促進

★高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

⇒子育て世帯・若年層の定住化のため、既存事業の充実を視野に入れながら、引き続き実施する。

⇒子育て世帯や高齢者・障害者世帯等の居住継続の支援として、設立予定の居住支援協議会や居住支援法人とともに、住宅確保要配慮者に対する、ハードとソフトの両面からの支援を実施する。

### 3-4

## 情報通信の利便性の高いまちづくり

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

#### （1）情報通信基盤の整備

- |   |              |
|---|--------------|
| ① | さらなる区政の高度情報化 |
|---|--------------|

#### （2）情報活用能力の向上

- |   |           |
|---|-----------|
| ① | 情報活用能力の向上 |
|---|-----------|

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・区民や事業者等が、行政機関や民間のデータを活用し、新たなアイデアを醸成する。
- ・事業者等が、行政機関や民間のデータを活用して、例えば、イベント情報を集めたホームページの作成やSNS等による情報発信等を行う。
- ・事業者等が、区民の利便性の向上等に役立つサービスの提供等を行う。



#### 区（行政）の役割

- ・区政に関する様々な情報を地域課題の解決に資する資源とし、コンピュータが加工しやすい形式で公開する。
- ・電子申請等を活用して行政手続きのオンライン化を推進する。
- ・情報セキュリティへの最新の脅威に関する情報を収集し、先端技術を活用した対策を実施する。
- ・情報格差の解消に向けて情報活用能力向上に取り組む。

### 北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。  
そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。  
また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

### 重点施策

#### ★さらなる区政の高度情報化

⇒急速に進む新しい技術革新や情報通信における社会的インフラとしての情報通信機器（スマートフォン等）が区民に浸透している状況を踏まえ、さらなる区政の高度情報化を進める。  
国が推進するマイナンバー制度、電子申請等の行政手続きのオンライン化、様々な地域課題を解決する情報資源としてのオープンデータの動向、サーバの仮想化やクラウド等の最適化の技術の動向を視野において、これらの施策に取り組む。

#### ★情報活用能力の向上

⇒高度に複雑化・巧妙化し、増加しているサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策及びAIやIoTの活用による情報格差の解消に向けた検討、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するための情報教育の一層の推進やサポート等の情報活用能力の向上を図る施策に取り組む。

## (1) 情報通信基盤の整備

利便性の高い区民サービスと簡素で効率的な区政運営が実現される

### 【基本計画2015の実績評価】

避難施設や観光客向けの無料公衆無線LAN整備や、サーバ機器の機器更改に伴う仮想化等、区施設の情報通信基盤の整備を推進した。  
区の申請手続きの中で利用可能なものに電子申請を導入してきた。

被災者への情報提供や観光客の利便性向上を目的とした、区施設への無料公衆無線LAN整備が進んだ。

サーバ機器の仮想化により機器の集約化が進んだことで、保守費等の費用削減につながった。  
電子申請件数は年々増加している。

高齢者にもスマートフォンやパソコン等の情報通信機器が普及する等、区民の生活環境が大きく変わり、社会的にオンライン手続きが浸透している。また、区が所有する統計データ等の情報に対する需要が増えており、これまで以上に誰もが自由に加工・利用できる形で公開が求められている。

区も社会情勢に合わせたサービスの提供や環境の整備が求められている。

### 【社会動向】

【国】官民データ活用をはじめとしたICT(※20)の利活用を促進するため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月決定)」等の各種戦略等を策定した。

【東京都】ICTの利活用による「都民生活の質の向上」の実現に向けた取組みを推進している。

【区】区の情報通信基盤は一定の水準に達し、区が保有する情報の電子化が進んでおり、行政手続きのオンライン化に必要な環境が整ってきている。  
情報通信基盤の整備に伴い、維持管理のための保守費等の増加が課題となっている。

⇒区の情報通信基盤について、維持管理を含めた最適化が課題となる。

また、統計データや災害情報等の区政に関する情報の活用しやすい形式での提供が求められる。  
行政手続きのオンライン化により標的型攻撃、WEB感染型マルウェア(※21)等の新たな脅威への一層の対策が求められる。

### 【今後の課題】

①区民生活の中でスマートフォン等を利用したオンライン手続きが浸透しており、行政手続きも同様にオンライン化が求められている。

また、事業者等の効率的なサービス提供に活用するため、自治体が保有する情報を公開するよう要望が高まっており、これまで以上に、所有する情報を容易に利活用できるようにデータ化を進め、オープンデータ(※22)として公開することが、様々な地域課題を解決するために重要である。

新しい技術の導入、情報セキュリティへの新たな脅威への対応等、急速で著しい技術革新への対応が求められており、この状況は現状でも同様である。

あわせて情報通信基盤の最適化による保守費等の費用の削減を図る必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成28年度)】  
○スマートフォンやパソコン等の情報端末の所有が90%を超えている。

⇒電子申請等の行政手続きのオンライン化に必要な区民側の環境が整ってきている。

### 【基本計画2020に向けて】

オンライン手続きの一層の拡大やICTを活用した区民が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化を目指す技術(クラウド(※18)・仮想化(※19))の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防衛を強化する。また官民データ活用推進に関する計画の整備を進める。

### 【施策の方向性】

#### ①さらなる区政の高度情報化

マイナンバー制度の実施を踏まえ、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するため、区として、急速に進む著しい技術革新や区民への情報端末の普及に対応するIoT(※23)等のICTを活用した施策を推進する。

また、地域課題の解決に資する資源として、区民や事業者等が必要に応じて区が保有する情報を得ることができるよう、これまで以上にオープンデータを推進する。

さらに、区が保有する情報について、区内部の各部署間で連携して分析・活用を推進し、政策立案につなげる。

あわせて、高度かつ複雑化するサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策を深化させるとともに、増加する情報通信基盤の最適化を発展的に検討する。

### 【取組み例】

①行政手続きオンライン化やマイナンバーカードの活用を推進し、またAIやIoTの活用による情報格差(※24)の解消に向けた検討を行う。

これまで以上に区保有データの容易な利活用のためのオープンデータ化を図り、また、庁内でデータの共有と活用のための各所管課でのデータ整理と見える化を推進する。また、先端技術を活用した高度で効率的な区の情報システムを整備する。

増大する情報セキュリティへの新たな脅威への対応の一層の強化を図るとともに、情報通信基盤の最適化(クラウド・仮想化等)の活用を検討する。

多様な手段による地域情報発信や災害時の情報サービスの提供を行う。

### 【重点施策】

#### ★さらなる区政の高度情報化

⇒急速に進む新しい技術革新や情報通信における社会的インフラとしての情報通信機器端末(スマートフォン等)が区民に浸透している状況を踏まえ、さらなる区政の高度情報化を進める。

国が推進するマイナンバー制度、電子申請等の行政手続きのオンライン化、様々な地域課題を解決する情報資源としてのオープンデータの動向、サーバの仮想化やクラウド等の最適化の技術の動向を視野において、これらの施策に取り組む。

### 【単位施策の変更】

①さらなる区政の高度情報化・・・①「区政の高度情報化」と②「区民が利用しやすい情報通信基盤の整備」と統合し、名称を変更

## (2) 情報活用能力の向上

区民が格差なく情報通信の利便性を享受し有効活用することができる

### 【基本計画2015の実績評価】

情報活用能力の向上を目的とした情報活用講座を文化センターで実施してきた。



北区公式ホームページアクセス件数（平成28年度約171万件→29年度約174万件）や電子申請による申請件数（28年度約1,900件→29年度約2,000件）等の各成果指標の件数の増加も区民の情報活用能力の向上を示している。

スマートフォンやパソコン等の情報通信機器が普及し、情報通信機器の日常的な使用により区民の情報活用能力は高まっており、上記の成果指標の件数も情報活用能力の向上を示している。

ただし、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するためには、情報格差の解消に向けた情報教育の推進等に引き続き取り組む必要がある。

### 【今後の課題】

①ネットワークやシステム等を利用した新たなサイバー攻撃や、インターネット上の違法・有害情報、迷惑メール（※26）、フィッシング（※27）等が増加している。情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心してICTを利用するための知識の普及に一層力を入れていく必要がある。

子どもの情報通信機器の所有が増加し、成長段階に合わせた情報モラル教育が重要となる。すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するために情報格差の解消に向け情報活用能力向上を図る必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

情報格差を解消させる取組みを実施し、また情報セキュリティ対策の強化を図る。

### 【施策の方向性】

#### ①情報活用能力の向上

急速に進展するICTの活用において、ICTを活用した社会的包摂の必要性の観点から、すべての区民が情報通信の利便性を享受し、活用できるように情報格差の解消のための取組みを行う。

さらに、情報セキュリティや情報モラルの問題への対策を進める。

### 【取組み例】

#### ①情報教育の一層の推進

情報格差の解消のための情報活用能力向上講座を実施する。

ソーシャルメディア（※28）の普及状況を踏まえたICTコミュニケーション（※29）と孤立化を防ぐための取組みを検討する。

情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心して安全にICTを利用するための最新の情報セキュリティ技術の情報収集、検討を通じた知識の普及を行う。

### 【社会動向】

【国】平成25年の「世界最先端IT国家創造宣言」の中で「国民全体のITリテラシーの向上」を掲げた。

【東京都】ICTの利活用を推進している。

【区】子どもの情報活用能力の一層の向上、情報格差の解消を目的とした高齢者や障害者等へのサポート等に取り組んでいる。

【その他】技術革新により、新たな情報通信機器が普及し、利便性の向上が進んでいる。

⇒すべての区民が必要な情報を活用できるようにする必要がある。

情報通信機器の利用の拡大に伴い、情報セキュリティや情報モラル（※25）の問題が一層深刻化することが予測されるため、安心して安全にICTを利活用できるよう、対策を強化していく必要がある。

### 【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成28年度）】

○スマートフォンやパソコン等の情報端末の所有が90%を超えている。

⇒電子申請等の行政手続きのオンライン化に必要な区民側の環境が整ってきている。

### 【重点施策】

#### ★情報活用能力の向上

⇒高度に複雑化・巧妙化し、増加しているサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策及びAIやIoTの活用による情報格差の解消に向けた検討、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するための情報教育の一層の推進やサポート等の情報活用能力の向上を図る施策に取り組む。

## 3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本計画2020における  
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

### (1) 美しいまち並みの創造

①	北区らしい景観の創出	
②	景観まちづくりの推進	☆駅前公衆トイレ等リフレッシュ事業 ○景観まちづくりの推進
③	美化の推進	

### (2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

①	魅力ある公園づくり	○飛鳥山公園の拡張整備 ○（仮称）赤羽台のもり公園の整備 ☆（仮称）滝野川三丁目公園の整備 ○名主の滝公園の再生整備 ○桐ヶ丘中央公園の拡張整備 ○街区公園・児童遊園の新設整備 ○花いっぱいまちづくり事業 ○水辺空間を利用したにぎわいの創出
②	区民主体の身近な公園づくり	
③	うるおいのある水辺空間づくり	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・良好な景観に関する理解を深め、その形成へ積極的に参画し、その維持・発展に努める。
- ・開発事業者は、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。
- ・住んでいるまちをよりよい環境にするため、自治会活動やボランティア活動等に対する理解を深める。
- ・まちづくり説明会やワークショップ等に積極的に参加し、行政の実施する事業について理解や意見表明をする。



#### 区（行政）の役割

- ・区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。
- ・景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努める。
- ・区民参画・協働のまちづくりをリードする人材を育成する。

### 北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

### 重点施策

#### ★北区らしい景観の創出

⇒区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ★景観まちづくりの推進

⇒景観づくり計画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報提供や相談体制の充実に努める。

#### ★魅力ある公園づくり

⇒区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、既存の団地再編等に伴った、積極的な土地利用の誘導を図ると共に、既存公園である飛鳥山公園の拡張整備や名主の滝公園の再生整備を推進する。また、公園管理等の効率化を図るためには、民間活力による公園の運営管理や整備が必要であり、区として魅力的な公園づくりに取り組んでいく。

## (1) 美しいまち並みの創造

地域特性を生かした魅力的な都市空間を形成する

### 【基本計画2015の実績評価】

景観法に基づく景観行政を推進している。地域住民や民間事業者の動向にもよるが、目標値についてはおおむね達成している。

景観形成重点地区(※35)の指定について、平成27年度の北区景観づくり計画運用開始時に、3地区を指定した。現在、中央公園周辺地区の指定に取り組んでいる。

平成28年3月に北区景観づくり計画の策定に伴い、シンポジウムを開催した。

平成29年から30年度にかけて、新景観百選(※36)を選定し、あわせて、ワークショップ、シンポジウムを開催した。



景観づくりシンポジウムや景観ワークショップ等のイベントにおけるアンケートでは満足度が8割と高く、景観づくりに対する機運の醸成につながっている。

基本施策を推進するために実施している各単位施策については、着実な成果を上げている。

景観形成重点地区指定に向け、ワークショップ等により、区民と協働し景観づくりを推進している。また、新景観百選の周知イベント等を行う。

### 【今後の課題】

①景観法、景観づくり条例に基づく、届出制度を活用することにより、地区の特性を生かした景観づくりを誘導する必要がある一方、景観に対する助言、指導の中には、コストの負担になるものもあるため、届出者に理解されにくい場合もある。

②地区の特性を生かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民と協働し、景観形成重点地区の指定を推進する必要がある。

景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発を行うことが重要となる。

③高齢化を理由にボランティア活動を休止するケースが見られる。美化ボランティア制度における、活動の担い手となる団体について、学校や企業等に参加を促す広報周知や機運醸成が重要である。

### 【社会動向】

#### 【国・東京都】

平成16年に景観法が制定され、都は平成19年3月に景観計画を策定し景観行政を推進している。

#### 【区】

平成27年に景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観行政を推進している。美化ボランティア制度による、うるおいのあるまちづくりを進めている。

#### 【その他】

平成29年に一般社団法人東京北区観光協会が設立された。

⇒新たな景観形成重点地区の指定や普及啓発活動により、景観まちづくりへの機運を醸成し、より地域に即した景観まちづくりを推進する。また、まちの美化を進めるための継続的な取組みを実施する。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○観光振興のための重点施策にて、「地域の自然、歴史的建造物など景観やまちなみの保全」に対するニーズが高い。

⇒北区を代表する景観資源周辺を重点地区に指定し、景観の保全、周辺の建築物の規制・誘導を行う。

#### 【人口推計調査(平成29年度)】

○少子高齢化の進行は一時的に止まるが将来的には進行する。

⇒高齢者が愛着を感じ、ファミリー層には魅力的な景観まちづくりを推進する。

#### 【その他】

○景観に対する意識啓発活動について、参加者からの満足度が高い。

⇒新景観百選の選定、景観シンポジウム、景観ワークショップ等を実施し、一層の意識向上を図る。

### 【基本計画2020に向けて】

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出する。併せて、地域美化を推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①北区らしい景観の創出

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ②景観まちづくりの推進

景観づくり計画に基づき、地区独自の景観づくりを推進する。景観形成重点地区を指定する。景観に関する機運の醸成、意識啓発を進めるため、情報提供や区民参加の取組みを実施する。

#### ③美化の推進

区民による自主的な取組みへの支援・誘導を行い、まちの美化に対する区民意識の向上を図る。

清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の企業にも働きかけ、区民と協働してまちの美化を推進する。

### 【取組み例】

①事前協議や相談を通じて景観に対する意識向上を図り、良好な景観形成を誘導する。

景観法、景観づくり条例に基づく届出制度の周知を行い、事業者へ景観に対する配慮を求める。届出を通じて、建物計画等に対して、規制・誘導を行い、景観まちづくりを推進する。

②都営住宅の建替え等の機会を捉えて、中央公園周辺地区について、区民の意見を反映した景観形成基準等を策定し、景観形成重点地区の指定を行う。

情報提供としての景観情報誌の発行のほか、景観シンポジウム、景観ワークショップなどの参加型イベントを開催する。

③美化ボランティア制度を活用し、植栽や花壇の設置、ごみやたばこのポイ捨て防止等、地域美化へ取り組む。

### 【重点施策】

#### ★北区らしい景観の創出

⇒区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進める。

#### ★景観まちづくりの推進

⇒景観づくり計画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取組みを実施するとともに、情報提供や相談体制の充実に努める。

## (2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

誰もが愛着を感じ、やすらぎとうるおいを感じることができる空間を形成する

### 【基本計画2015の実績評価】

「区民主体の身近な公園づくり」である協働による公園整備を推進している。飛鳥山公園の拡張区域の新設整備においては、許可使用者等との立退き補償交渉において時間を要している。



「北区民意識・意向調査（平成30年度）」での「施策の満足度と重要度の相関」においては、「公園や遊び場の整備」が重要度と満足度がともに高くなっている。一方、「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が4割を超え最も高くなっており、より一層の整備推進が望まれる。

基本計画、中期計画に基づき事業を推進しているが、進捗は遅れている。  
公園等の整備においては、地域住民の意見、要望を取り入れ、可能な範囲で公園の整備内容に反映させている。

### 【社会動向】

#### 【東京都】

「パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月改定）」の中で、東京がめざす公園づくりとして「時代のニーズにあった整備および経営を推進していくことが必要」としている。

#### 【区】

既存公園（公園・児童遊園約200箇所）の老朽化に伴い、計画的に全面改修・補修・修繕を行い安全で快適な公園空間を維持していく必要がある。

#### 【その他】

少子高齢化社会の急速な進展・人口減少への転換等、公園を取り巻く社会環境が大きく変貌している。

⇒従来の行政主導の事業手法から、区民・NPO・企業（民間活力）と連携しながら区民の視点にたって整備、管理していく手法に転換することが必要である。また、社会環境の変化を反映した公園整備が必要である。

### 【今後の課題】

①計画的な公園整備を進めているが、必ずしも個性ある魅力的な公園の整備にはつながっていない。また、全体的に公園の老朽化が進行しており、トイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性を求める意見が多い。

②ボランティアの高齢化による人数の減少により、地域住民との協働により公園を管理することが難しくなっている。

③4つの河川に囲まれている北区の地理的特性を踏まえ、水辺空間についての活用やみどりのネットワークの形成を推進する必要がある。  
また、荒川河川敷の土砂仮置き場が終了したことで、地区別計画を踏まえた豊島ブロックの具体的な整備計画を区民参画のもと検討することが必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○生活環境評価において、「公園・広場・子どもの遊び場などの公共空間」の満足度は普通との評価である。

⇒満足度が向上するよう、ニーズを的確に捉え事業を推進することが必要である。

○「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が4割を超え最も高い。

⇒「自然と親しめるまち」の期待に応えられるように、事業を推進することが必要である。

### 【基本計画2020に向けて】

公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れて崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワーク形成や、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出等、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や訪れた人にやさしいまちのイメージや魅力を高める。

### 【施策の方向性】

#### ①魅力ある公園づくり

公園総合整備構想を策定し、北区の公園のあり方を示していく。公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトの設定や季節感ある公園づくりなど、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させる。

また、公園の整備・改修に当たっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設等の適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させる。

#### ②区民主体の身近な公園づくり

新たなボランティア人材の発掘や効率的な公園の管理方法について検討を行い、引き続き地域住民との協働による公園づくりを推進する。

#### ③うるおいのある水辺空間づくり

4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、にぎわいのある水辺空間の整備を進め、区民の水や川に対する親しみを深めていく。

### 【重点施策】

#### ★魅力ある公園づくり

⇒区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、既存の団地再編等に伴った、積極的な土地利用の誘導を図ると共に、既存公園である飛鳥山公園の拡張整備や名主の滝公園の再生整備を推進する。また、公園管理等の効率化を図るためには、民間活力による公園の運営管理や整備が必要であり、区として魅力的な公園づくりに取り組んでいく。

### 【単位施策の変更】

②季節感あふれる公園づくりの名称を魅力ある公園づくりに変更し、①区民主体の身近な公園づくりと並び順を変更。

### 【取組み例】

①大規模な公園については、民間活力の導入を視野に入れ、マーケットサウンディング（※37）の実施や各公園のコンセプトの決定と共に、P-PFI（※38）制度や指定管理者制度の活用により「魅力ある公園づくり」を推進する。

トイレ・砂場を中心に公園施設等の再配置計画を策定し、公園施設の効率的な維持管理体制と清潔感・快適性を向上させる。

②公園等を整備する際の意見交換会（ワークショップ等）の開催。また、花壇管理や清掃を実施する美化ボランティア活動を促進する。

③指定管理者制度を含めた荒川河川敷の有効利用の検討を行う。

『荒川将来像計画2010（地区別計画）[北区]』に基づき、豊島五丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向け基本計画を作成し事業を推進する。

水辺空間や水上を新しく活用する可能性を、「北区版ミズベリング・プロジェクト」における調査結果をふまえて検討する。



## 3-7 持続的発展が可能なまちづくり

### 基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画（H29-31）における新規事業

#### (1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

① 再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み	○新エネ・省エネ導入の促進
② 啓発活動・環境学習の充実	

#### (2) 資源循環型システムの構築

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進	
② さらなるごみの減量化	
③ ごみの適正処理の推進	

#### (3) 良好な生活環境の保全

① 公害の防止・抑制	
② 区を取り巻く環境の把握と保全の取組み	
③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出	
④ 廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	

### 区民とともに

#### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地球温暖化対策に向け、省資源・省エネ型の機器設備の導入や家庭でのエネルギー使用量の目標を立て、実行していく。
- ・省エネ道場など子ども向け環境学習講座への参加や、環境リーダー養成講座を受講し、地域の環境保全活動のリーダーとして活躍する。
- ・ごみ減量やリサイクル活動の取組みを行う。
- ・公害を未然に防ぐため地域で協力して周辺環境に配慮していく。
- ・喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進していく。



### 北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。  
また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。  
さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

### 重点施策

#### ★再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み

⇒区民・事業者への省エネ機器導入のさらなる充実と情報提供を図る。

#### ★啓発活動・環境学習の充実

⇒子どもの頃からの環境教育の推進及び区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりの推進

#### ★区民・事業者・区の協働による3Rの推進

⇒区民・事業者・区が協働で3Rのリデュース（発生抑制）・リユース（再利用・リサイクル（資源化））を推進し、さらなるごみの減量化事業を実施することで、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。

#### ★公害の防止・抑制

⇒発生源対応、相談対応等の身近な都市・生活型公害への対策

#### ★喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

⇒指定喫煙場所の環境改善を推進し、たばこの煙が広がらないようにする。

### 区（行政）の役割

- ・家庭・事業所への省エネ機器等導入支援を充実させ、支援制度や施策の情報発信に努めるとともに、技術発展やライフスタイルの変化等に合わせた、助成対象機器や助成内容の検討・見直しを行う。
- ・環境教育・環境学習の機会の確保を進める。取組みの継続性の確保のために、担い手となる環境リーダーをはじめ、民間団体の活躍の場を確保していく。
- ・区民や事業者の自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を実施するとともに、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（発生抑制・再利用）の普及啓発を充実していく。
- ・公害の未然防止のための情報発信、また公害苦情について当事者間での問題解決が図れるよう支援する。
- ・指定喫煙場所の環境改善及び条例の周知・啓発を充実させていく。

**(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換**  
**将来世代に承継・持続的発展が可能なまちをつくる「地球市民」となる**

**【基本計画2015の実績評価】**

新エネ・省エネ機器等導入助成制度利用件数、省エネ道場参加者数及び環境活動自己診断参加者数は増加し、分譲マンション等の省エネ診断・提案数については年により増減があるが一定数の活用は維持されており、各々目標に向け推進できている。

区民・事業者及び区有施設の新エネ・省エネ機器等の導入件数は増加し、今後の温室効果ガス排出量の削減が見込まれる。オール東京62市区町村共同事業提供資料によると、北区での温室効果ガス排出量も年々減少している。また、子どもの頃からの環境学習の実践の場である省エネ道場の参加者数も増加し、事業で実施した保護者アンケートでも、子どもが環境・エコに対する関心や意識を持つようになったとの意見を得られた。

新エネ・省エネ機器等導入助成制度の利用件数につき、全体としての助成利用件数は年々増加している。また、省エネ道場事業においても、参加者数は順調に推移している。  
 今後は、集合住宅の割合が戸建住宅よりも高い北区の特性に合致した情報提供のあり方や助成メニュー等を検討し、推進する必要がある。

**【社会動向】**

【国】「第五次環境基本計画」が平成30年4月に閣議決定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定している。

また、新たに気候変動適応法も制定され、国や地方公共団体には適応策を推進する役割が求められている。

【区】「北区環境基本計画2015（平成26年度）」の基本方針に基づき、環境施策を推進し、また、地球温暖化対策についての計画を策定し、具体的な取組みを行っている。

【その他】ほぼ全区において「環境基本計画」、及び「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、目標達成に取り組んでいる。

⇒パリ協定を踏まえた国の温室効果ガス排出削減量の中期目標では、2030年度において2013年度比26.0%削減との高い目標を掲げ、区においても同様の水準で設定し、策定している。そのため、その実行性や実現可能性に向けた取組みが要求される。

**【今後の課題】**

①SDGsによる重点戦略の設定や気候変動適応策の法制化など、環境に関する新たな視点を取り入れられ、方策を検討する必要がある。

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29年度）」の改定に関する「区民意識調査（平成29年度）」では、新エネ・省エネ機器等に関する情報の提供についての評価が低く、区民の望む情報を提供できていないことが懸念される。

②子どもの頃からの環境教育の推進は重点施策①にて取り組んでいたが、活動の充実を図るため、重点施策②にて子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会の確保・提供をしていく必要がある。

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29年度）」の改定に関する区民意識調査では地球温暖化について、重要と考える人の割合が9割と高く、学習の機会の場の提供が望まれている。

**【各種調査結果から】**

**【区民意識・意向調査（平成30年度）】**

○前回（平成28年度）調査より、環境に関する「日頃実践している活動」や「今後取り組みたい活動」の各項目につき、全体的に減少している。

⇒環境に関する情報発信や子どもから大人まで様々な世代に向けた環境学習を充実させる必要がある。

○区の施策として「新エネルギーや省エネルギー型機器などに関する情報の提供」について評価が低い。

⇒新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度の拡充及び情報提供を充実させる。

**【人口推計調査（平成29年度）】**

○総世帯数について10年後まで増加傾向が見込まれる。

⇒家庭への新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成につき、制度自体の拡充や情報提供を充実させていく必要がある。

**【基本計画2020に向けて】**

既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるような仕組みづくりを推進する。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取組みを目指す。

**【施策の方向性】**

**①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み**

新エネ・省エネ機器等導入助成をはじめとする地球温暖化対策の推進のほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策の視点という両輪から施策を推進し、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を減らす低炭素社会の実現を目指す。

**②啓発活動・環境学習の充実**

地球温暖化対策を支える担い手及び地域循環共生圏の形成等に向けた地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保を行う。また、環境活動・エコ活動に取り組むための場を創出すること等により、区民全体の環境に関する関心を高めていく。

**【取組み例】**

①新エネ・省エネ機器等の導入助成制度の充実・利用促進を図る。

また、助成制度の充実・利用促進に限らず、持続可能な社会経済活動及び環境の展開に際し、気候変動とはどういったものか、どのような対策ができるのかをはじめ、省資源・省エネに関する情報提供、日々の取組みなど、区民及び区内事業者のきっかけづくりや気運醸成を進める。

②環境教育・環境学習の機会を拡充する。

様々なステークホルダーとの連携や子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会を提供する。また、子どもの頃からの環境学習の機会の場の提供及び学校等との連携を充実させ、地域の環境活動の担い手となる環境リーダーの発掘・育成及び場の提供に重点的に取り組んでいく。さらに、環境大学事業とも連携し環境の生涯学習ネットワークを構築する。

**【重点施策】**

★再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組みの推進  
 ⇒区民・事業者への省エネ機器導入のさらなる充実と情報提供を図る必要がある。

★啓発活動・環境学習の充実  
 ⇒子どもの頃からの環境教育の推進及び区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりの推進

## (2) 資源循環型システムの構築

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちとなる

### 【基本計画2015の実績評価】

雑がみリサイクルやリデュースクッキング等の普及啓発や、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属などの資源化を実施し、ごみの量を削減する取組みを進めた。

町会・自治会と協働で行っている「びん・缶の回収」や古紙回収を推進し、資源回収を推進することで、ごみ減量を進めた。

総ごみ排出量及び区が収集するごみ量は、微増となっている。

資源回収量及び集団回収量は、微減となっている。

区民一人一日当たりごみ排出量も微減となっている。

一人あたりごみ量は、現段階での目標を達成できているが、北区全体のごみ排出量の削減目標は、達成できていない。人口の増加や事業系ごみの増加によりごみ排出量が微増の傾向となっている等もあることから、引き続き、効果的なごみ減量施策を展開する必要がある。

### 【社会動向】

【国】平成30年6月閣議決定「第四次循環基本計画」で「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」を描いている。

【区】平成30年度に実施している北区資源循環推進審議会の答申を受けて、平成31年度に「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」を策定する。

【その他】平成29年8月16日に発効した「水銀に関する水俣条約」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められている。

⇒災害廃棄物の処理については、大規模震災以外にも都市型の洪水など、地球環境の変化に伴う新たな災害が発生している。現在、震災については、平成31年3月策定予定の「北区災害廃棄物処理計画」で、新たな災害時に迅速かつ適切に対応、処理できるスキームを検討する必要がある。

### 【今後の課題】

①環境負荷の低減に、より高い効果が期待できる2R(発生抑制・再使用)の取組み推進が求められている。

関心が無い人、外国人や高齢者に分かりやすい周知の実施等、新しい普及啓発事業が必要となっている。

②区内総人口の増加による家庭ごみの排出量の増加や、日本経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの増加が考えられる。

ごみ減量に効果的な施策が必要となっている。

③有害な廃棄物の適正処理を行うとともに、災害廃棄物を迅速かつ適正処理できる体制を構築する必要がある。

有害な廃棄物への対応については、「水銀に関する水俣条約(平成29年8月16日発行)」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められている。

災害廃棄物処理体制の構築では、震災廃棄物を迅速かつ適正に処理するために策定する「北区災害廃棄物処理計画」に基づき、体制整備を行うとともに、都市型の洪水等、地球環境の変化に伴う新たな災害への対応が求められている。

### 【各種調査結果から】

【人口推計調査(平成29年度)】

○平成30年1月1日現在の区の総人口は348,030人で、増加傾向にある。

⇒人口の増加傾向や事業系ごみの増加を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画の目標を改定するとともに、北区災害廃棄物処理計画の処理体制を平成31年度に策定する予定の「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」に反映させる。

### 【基本計画2020に向けて】

区民・事業者・区が協働で3Rを推進し、さらなるごみの減量化事業と有害な廃棄物の適正処理を実施する。また、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できる体制を整備し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。

### 【施策の方向性】

#### ①区民・事業者・区の協働による3Rの推進

循環型社会を構築するために、区民・事業者・区がごみ減量に向けて、それぞれの責務を果たすとともに、3Rを推進する事業として町会・自治会と協働で取り組んでいる「びん・缶のリサイクル」等の事業を実施し、普及啓発に努める。

#### ②さらなるごみの減量化

ごみ減量のための事業やごみの発生自体を抑制する普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、食品ロス対策等、新たな事業を、様々な視点や環境負荷のない方法で実施する。

#### ③ごみの適正処理の推進

有害な廃棄物や適正処理困難物については、区が主体となって実施可能な事業を中心に適正処理を推進する施策を展開する。  
災害廃棄物については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、平成30年度に策定する「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて処理体制を構築する。

### 【取組み例】

①引き続き町会・自治会と協働で取り組んでいる3Rに関する事業を推進し、3Rのうち特に効果が高いとされる2Rの発生抑制、再使用に関する新たな普及啓発や取組みを進める。

②具体的な取組みとして、平成31年度に拡大予定の不燃ごみ資源化事業により、不燃ごみの9割以上を適正に資源化し、さらなるごみ減量を実現する。

可燃ごみに多く含まれる紙類の資源化や食品ロス等の生ごみ対策についても審議会の答申や「(仮称)北区一般廃棄物処理基本計画2020」を踏まえて事業を実施する。

③平成31年度に実施予定の不燃ごみ資源化事業の中で、水銀などの有害な廃棄物の適正処理に取り組む。

「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて、職員行動マニュアル等を整備し、具体的な処理体制を検討、検証する。

### 【重点施策】

#### ★区民・事業者・区の協働による3Rの推進

⇒区民・事業者・区が協働で3Rのリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(資源化)を推進し、さらなるごみの減量化事業を実施することで、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現する。

### 【単位施策の変更】

③「事業系ごみの適正処理の推進」→「ごみの適正処理の推進」に変更

### (3) 良好な生活環境の保全 公害防止や身近な環境問題へ対応する

#### 【基本計画2015の実績評価】

工場や指定作業場等の手続きについて、事前相談や他部署との連携により、機会を逃さずに指導を行ってきた。

生垣造成については平成29年度実績が落ち込んだことを踏まえ、助成制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、現状では問い合わせ回数が増えているため、今後実績値の増加が予想される。

特定粉じん排出等作業実施届出書は届出対象建材が増えたことに伴い、届出件数も増加傾向にある。

PM2.5(※39)は平成29年度に環境基準を満たした。光化学オキシダント(※40)濃度は環境基準を達成できず、毎年注意報が発令されている。

大気汚染防止法で義務付けられたアスベストの事前調査結果の揭示不備など軽微な違反が増加している。

緑化推進モデル地区事業により、民有地の緑化延長および面積は徐々にではあるが増加し、園芸用品支給数も多く、接道部の緑化に貢献している。

PM2.5の数値改善及び光化学オキシダントの環境基準達成に向け、取り組みやすいVOC(※41)対策の推進が重要である。

事業者指導については、法条例の改正に機敏に対応し、適切な情報提供を通じて速やかに改正内容に適合できるよう促す必要がある。

相談対応については、事業者、区民ともに多様化していることを踏まえ、他部署との連携や当事者間で解決を図るための支援も考慮が必要である。

#### 【社会動向】

【国】羽田空港の国際線増便に向けた飛行経路見直し等による機能強化が進められている。

健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等において、類型に応じて喫煙が禁止される。

【東京都】「東京都環境基本計画2016」において、「2030年度までに」「光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする」としている。

東京都受動喫煙防止条例が制定され、多数の者が利用する施設等において、国の改正健康増進法よりも厳しい基準となっており、類型に応じて喫煙が禁止される。

【区】光化学オキシダントおよび石神井川の大腸菌群数について、基準達成が課題となっている。

現時点の北区内の航空機による騒音影響を把握するため航空機騒音実態調査を実施する(平成30年度)。⇒PM2.5、光化学オキシダント対策、河川水質改善、アスベスト飛散防止対策、航空機騒音への対応が更に求められる。

指定喫煙場所の環境改善が求められている。

#### 【今後の課題】

①アスベスト及び土壌汚染対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められている。多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題の顕在化について、各案件に沿ったきめ細やかな対応が求められている。事業所から発生する騒音・振動に対する相談に加え、近所のクーラーやピアノなどの音の生活騒音に対する相談が引き続き寄せられている。

②国土交通省が計画している羽田空港の機能強化による航空機騒音への対応や、平成29年度に石神井川に適用される環境基準が強化されたことで新たに監視項目となった大腸菌群数の環境基準達成が新たな課題となっている。引き続き、大気、水質、騒音、振動等の状況把握が必要となっている。

③東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となるため、屋外における喫煙者の増加が見込まれる。

④現に人が居住している、廃棄物の堆積に起因する管理不全な家屋及びその敷地が、居住者本人及び近隣住民の生活環境を損なっている。

#### 【各種調査結果から】

【北区内意識・意向調査(平成30年度)】

○生活環境評価では、「工場、自動車、鉄道の騒音・振動」「近所のクーラーやピアノなどの生活騒音」「自動車の排気ガスなどによる空気の汚れ具合」の満足度が、平成28年度調査時と比較して低下している地区がある。また、「近所のクーラーやピアノなどの生活騒音」の満足度は、「定住意向」の人より「転居意向」の人の方が低くなっている。

⇒大気・水質・騒音・振動等の測定調査継続及びわかりやすい情報提供を行う。

また、多様化する苦情への柔軟な対応や法条例に基づき、事業者への適切な公害防止指導を行う。

#### 【基本計画2020に向けて】

北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続する。また、事業者への適切な指導・助言や、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じて、さらなる公害低減を図る。

指定喫煙場所の環境改善を検討・実施し、喫煙マナーを向上させ、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出する。

#### 【施策の方向性】

##### ①公害の防止・抑制

産業型公害防止のための適切な指導・助言を行い、情報を発信する。

多様化する公害苦情に柔軟に対応する。  
身近な都市・生活型公害防止のための啓発・情報発信を行う。

##### ②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み

大気や水質、騒音、振動などの測定を行うことで、区を取り巻く環境を把握し基準等の適合状況を監視するとともに、区民に情報を提供する。また、状況に応じて、東京都や関係機関と連携し対応する。

##### ③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備する。

##### ④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応

居住者に寄り添った福祉の支援を行い、それにより解決が困難なケースについての対応を検討する。

#### 【重点施策】

##### ★公害の防止・抑制

⇒発生源対応、相談対応等の身近な都市・生活型公害への対策

##### ★喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

⇒指定喫煙場所の環境改善を推進し、たばこの煙が広がらないようにする。

#### 【単位施策の変更】

②「環境汚染問題への対応」→「区を取り巻く環境の把握と保全の取組み」に変更

③「緑化の推進」を「3-8 自然との共生」に移行

③「喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出」を新規で設定

④「廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応」を新規で設定

#### 【取組み例】

①法や条例の改正、マニュアル等改訂等に迅速に対応し、改正等の内容を職員が十分に把握した上で適切に運用し、区民・事業者への周知徹底に努める。

多様化する公害苦情解決のため、関係部署との連携を図るとともに、当事者間で解決できるよう支援する。

産業型公害防止のために事業所に対する指導を行う。

身近な生活の中で起こりがちな騒音や振動、悪臭について、きめ細やかな情報を提供する。

②窒素酸化物やPM2.5の大気測定、隅田川や石神井川など区内を流れる河川の水質調査、区内の自動車騒音や新幹線騒音・振動測定を行う。

また、北区内上空を通過する航空機騒音について、羽田空港機能強化における新飛行経路運用前後の騒音レベルの変化を把握する。

結果について年報や北区公式ホームページ等による区民への情報提供を行う。

豊島5丁目地域の土壌汚染について、適切なリスク管理を継続して実施する。

③指定喫煙場所の環境改善整備を行い、迷惑喫煙防止のための巡回指導や啓発キャンペーンを推進する。

④仕組みを構築するため、関係機関や専門機関との全庁的な検討体制をつくる。

## 3-8

# 自然との共生

### 北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

#### 基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業  
☆中期計画(H29-31)における新規事業

#### (1) 自然環境の保全・創出

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| ① | 自然環境の保全・創出   |  |
| ② | 自然観察や環境学習の充実 |  |

#### (2) 環境緑化の推進

- |   |             |              |
|---|-------------|--------------|
| ① | まちなかの緑化     | ○緑化推進モデル地区事業 |
| ② | 地域緑化のしくみづくり |              |

#### 重点施策

★自然観察や環境学習の充実  
⇒環境学習施設および環境大学事業の運営形態変更に伴い、講座のブラッシュアップや実施体制強化に取り組む。

★まちなかの緑化  
⇒公共施設や民間施設の緑化及び助成制度等による民有地の緑化を推進し、みどり豊かな都市環境を創造する。

#### 区民とともに

##### 区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ
- ・環境学習講座受講等により、自然環境についての関心、理解を深める
- ・みどりの保全活動に参加する
- ・美化ボランティアへの参加など、まちなかにおける緑化の維持推進
- ・民有地における緑化の維持推進を図る



##### 区（行政）の役割

- ・自然環境の保全、生物多様性についての啓発を行う
- ・環境学習講座の充実、周知を図る
- ・美化ボランティア等、地域で活躍する人材の育成を行う
- ・緑化に関する助成制度の普及、適正な運用に努める
- ・まちなかの緑化推進を図る

## (1) 自然環境の保全・創出

自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創出する

### 【基本計画2015の実績評価】

保護樹木等の管理に対する助成制度を運用し、例年一定の助成申請数を維持している。

自然観察や体験学習講座を東京家政大学およびお茶の水女子大学と協働で実施。(29年度から東京家政大学のみ。29年度実績：36回講座開催)

河川生物生息調査において、報告書とともにイベントの実施、関連グッズの配布等を行った。

外来種への注意喚起については、美化ボランティアやみどりの協力員等に対しての啓発活動を行っている。



自然観察や体験学習講座は各講座の連動性を高めることで内容の充実をめざし、利用者は増加傾向にある。(30年度は29年度より39%増)

保護樹木等助成制度は、緑化のみならず防災面における機能向上にも寄与している。

助成制度を活用した生垣造成は今後も積極的に推進すべき事業として、制度の拡充を検討していく。

各種環境学習講座は、リピーター率が高く、区民の環境意識向上に寄与していると評価できる一方、講座内容や参加者の固定化等、学習の広がりという点では課題が残る。

区民一人あたりの都市公園敷地面積は約3㎡と目標の5㎡を下回っており、公園面積の確保、維持管理に努めていかなければならない。

### 【社会動向】

#### 【国】

一般市民参加型の「全国水生生物調査」を実施し、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価、環境問題への関心を高める取組みを推進している。

平成31年度に森林環境譲与税を、36年度に森林環境税を創設予定。

#### 【区】

区職員と魚類学の専門家による河川生物生息調査を定期的に実施。環境学習講座の協働提携先を東京家政大学に一元化した。またエコベルデと自然ふれあい情報館の運営を一本化し民間委託とした。

⇒区民の環境への関心を高めるため、環境大学事業における講座内容の充実や活動の浸透等が必要になる。また区が実施する調査を区民参加型とする等、区民がやりがいを感じることでできるような工夫が求められている。

⇒森林環境譲与税、森林環境税の動向を注視する必要がある。

### 【今後の課題】

①野生生物の生息・生育環境を確保するため、自然環境の保全、外来種についての情報、駆除の必要性について情報発信を進める必要がある。外来種に関する情報発信については、区民の不安をおおらないようにする必要がある。

②自然環境について区民の理解と関心を深めるために、環境学習の機会を増やし、周知活動に努め、学習内容の充実を図る必要がある。現状では、学習の成果を実際に発揮できる活躍の場がまだ少ない。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○北区の期待する将来像において、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が最も高くなっている。

○個人で取り組みたい地球温暖化対策として、「環境について学ぶ」という項目を4割近い人が選択している。

○今後やすらぎのある快適な都市環境形成のため、区が力をいれるべき施策として、「環境問題に関する講習会、学習会などの開催」の数値が伸びている。

⇒みどりの多い居住環境の形成に向けて、民有地における緑化に関する助成制度の周知や拡充に力をいれる必要がある。

⇒環境について学ぶ機会を増やしていく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

みどりの多いまちの形成に向けて、行政主体の取組だけでなく、区民の環境学習に対する意欲向上のため、講座の受講だけで完結せず、講座終了後の活躍の場の形成に向けた取組みを推進する。

### 【施策の方向性】

#### ①自然環境の保全・創出

生物多様性の観点から崖地の樹林や河川敷草地、自然を生かした公園等における自然環境の保全を行い、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出する。

家屋被害をもたらす外来種の情報発信をはじめ、生態系への非該当、外来種に起因する問題等に関する区民の理解醸成を図る。

#### ②自然観察や環境学習の充実

区民自ら環境について考え行動できるようにすることを目的に、環境に関するふれあい・啓発事業、学習の機会拡大や内容充実に取り組む。小・中学校において自然観察や体験活動を取り入れ、環境学習の充実を図る。また区民や学校と協働し、環境学習の場となる自然環境の適切な維持管理を行う。

### 【取組み例】

①生物多様性の観点から自然環境の保全をめざした取組み（公園・河川敷等におけるみどりの保全など）を推進する。

外来種に関して、分かりやすい情報発信を行い、生息状況等について、区民が正しく理解するための啓発活動を行う。

②みどりと環境の情報館（エコベルデ）、自然ふれあい情報館、東京家政大学による環境大学事業の充実、連携の強化を行う。

学校のビオトープ等を活用した、子どもたちへの環境教育を行う。

河川生物生息調査や学校やエコベルデのビオトープの管理等において、区民が活躍できるしくみづくりを行う。

### 【重点施策】

#### ★自然観察や環境学習の充実

⇒環境学習施設および環境大学事業の運営形態変更に伴い、講座のブラッシュアップや実施体制強化に取り組む。

### 【他に施策の変更】

#### ②自然観察や環境学習の充実

…「自然観察や体験学習の充実」という単位施策名からの変更。

基本施策(2)環境緑化の推進—単位施策②地域緑化のしくみづくり 内の取組みとしていた「緑化学習の提供」を、環境学習として、この単位施策に移行。

## (2) 環境緑化の推進

まちなかが季節の草花であふれ、区民が身近にみどりに親しむことができる

### 【基本計画2015の実績評価】

緑化推進モデル地区として、26年度に2地区、28年度に4地区を指定し、緑化に関する助成金の引き上げ等により、緑被率の向上を図っている。

花のあるまち推進事業において、区内の花苗植栽や清掃に従事する美化ボランティアを育成し、作業箇所は年々増加している。

学校における既存校舎の屋上、壁面緑化工事は年1校ベースで着実に施工を行っている。

公共施設の積極的な緑化指導、民間施設の緑化基準を引き上げ、まちなかの緑化を促進している。

生垣造成や保護樹木等、民有地の緑化に係る助成制度の分かりやすいパンフレットを作成し、制度の周知に努めている。

緑化推進モデル地区の指定により、民有地の緑化面積の増加、接道部の緑化につながっている。

各種助成制度に関する問い合わせ件数は増加しており、今後の申請数の増加が見込まれる。

緑化推進モデル地区や花のあるまち推進事業については十分な成果を出している。

民間施設の緑化については、緑化計画書における規定等、改善する余地がある。

### 【社会動向】

#### 【国】

都市公園法や都市緑地法において、都市公園の再生・活性化、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充についての改正が29年度に行われた。

平成31年度に森林環境譲与税を、36年度に森林環境税を創設予定。

#### 【東京都】

震災でのブロック塀倒壊を受け、森林保全の観点からもフェンスとして国産木材の生垣活用を促す施策を検討する方針が示されている。

#### 【区】

30年度に「緑の実態調査」を実施、31年度に改定する「緑の基本計画」においては、都市公園法や都市緑地法の改正をふまえた内容とする。

⇒生垣造成の助成制度や、その後の維持管理に関する助成についての周知・改善に努める必要がある。

⇒「緑の基本計画」改定において公園の活性化、機能向上の方針等を盛り込む必要があるため、他部署と連携をとって進めていく必要がある。

⇒森林環境譲与税、森林環境税の動向を注視する必要がある。

### 【今後の課題】

①公共施設・公共空間や民間施設・民有地における緑化を推進するために、緑化基準等の見直しの検討が必要である。

一定規模の民間樹木の保全を図るために、生垣や保護樹木等に関する助成制度の拡充が必要である。

②地域の緑化に意欲のある区民、町会・自治会等地域コミュニティや事業所を継続的に支援するしくみが必要である。

### 【各種調査結果から】

#### 【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

今後やすらぎのある快適な都市環境形成のため、区が力をいれるべき施策として、「道路や公共施設などの緑化の推進」が28年度調査に引き続き、高い割合で求められている。

⇒学校や公園等の公共施設においては、緑化基準等の見直しを検討していく必要がある。

### 【基本計画2020に向けて】

公共施設および民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、緑化推進モデル地区、美化ボランティアといった区民単位の活動に対して支援を行う。

### 【施策の方向性】

#### ①まちなかの緑化

公共施設や民間施設および民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えると共に、オープンスペースの確保等による防災性への寄与、二酸化炭素吸収等による環境性への寄与など、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安心・安全で自然ゆたかな都市環境を創造する。

#### ②地域緑化のしくみづくり

区民の自主的な緑化活動を支援し、区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、みどりを育てる地域コミュニティの形成に寄与できるようにする。

### 【取組み例】

①公共施設や民間施設において、緑化基準の見直し等、より積極的な緑化推進の取組みを検討する。

生垣造成や保護樹木等の維持管理に関する助成制度の拡充等を検討し、所有者の負担軽減を図る。

②「みどりの協定」の締結を推進、緑化推進モデル地区の指定、また美化ボランティアの育成・支援によって、区民主体の緑化活動を促進する。

### 【重点施策】

#### ★まちなかの緑化

⇒公共施設や民間施設の緑化及び助成制度等による民有地の緑化を推進し、みどり豊かな都市環境を創造する。

### 【単位施策の変更】

#### ①まちなかの緑化

・・・「公共空間の緑化」という単位施策名からの変更。